

令和2年 6月 3日開会

令和2年 6月25日閉会

令和2年第2回(6月)定例会

川根本町議会

令和2年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月3日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諮問第1号の上程、説明	7
○諮問第2号の上程、説明	7
○報告第1号の上程、説明	8
○報告第2号の上程、説明	9
○承認第1号の上程、説明	9
○承認第2号の上程、説明	10
○承認第3号～承認第4号の上程、説明	11
○承認第5号の上程、説明	11
○承認第6号～承認第8号の上程、説明	12
○承認第9号の上程、説明	13
○議案第21号の上程、説明	14
○議案第22号の上程、説明	14
○議案第23号の上程、説明	15
○議案第24号の上程、説明	15
○議案第25号の上程、説明	16
○議案第26号の上程、説明	17
○議案第27号の上程、説明	17
○散 会	18

第 2 号（6月12日）

○開 議	22
○議事日程の報告	22

○諸般の報告	2 2
○諮問第 1 号の質疑、採決	2 2
○諮問第 2 号の質疑、採決	2 3
○承認第 1 号の質疑、討論、採決	2 3
○承認第 2 号の質疑、討論、採決	2 4
○承認第 3 号の質疑、討論、採決	2 5
○承認第 4 号の質疑、討論、採決	2 5
○承認第 5 号の質疑、討論、採決	2 6
○承認第 6 号の質疑、討論、採決	2 7
○承認第 7 号の質疑、討論、採決	2 7
○承認第 8 号の質疑、討論、採決	2 8
○承認第 9 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	3 2
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	3 2
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	3 3
○日程の追加	3 4
○議案第 2 8 号の上程、説明	3 5
○議案第 2 9 号の上程、説明	3 5
○議案第 3 0 号の上程、説明	3 6
○散 会	3 7

第 3 号 (6月25日)

○開 議	4 1
○議事日程の報告	4 1
○諸般の報告	4 1
○一般質問	4 1
中 澤 莊 也 君	4 2
澤 西 省 司 君	5 2
中 原 緑 君	6 5
野 口 直 次 君	7 7
○議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	9 2

○議案第 29 号の質疑、討論、採決	9 2
○議案第 30 号の質疑、討論、採決	9 3
○閉 会	9 4

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美夫		君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藺	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

令和2年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年6月3日(水) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について(令和元年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 6 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について(令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計予算)
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 10 承認第 4号 専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 11 承認第 5号 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 12 承認第 6号 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)
- 日程第 13 承認第 7号 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 14 承認第 8号 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号)
- 日程第 15 承認第 9号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第 16 議案第 21号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 22号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 23 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 24 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 25 号 令和 2 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 26 号 令和 2 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 27 号 令和 2 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
5月28日、町長から第2回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、報告2件、承認9件、議案7件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。
内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

今、世の中は大変大きな転換期に来ているなという感じがいたします。特に新型コロナウイルスの関係につきましては、当町でも無関係ではございませんでした。大変いろんな交付金の関係もございまして、対応をさせていただきました。ほぼ行政といたしましては、順調に推移をしたというふうに思っておりますけれども、職員の皆様も一生懸命頑張っていたということで、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

その関連もございまして、多くの専決の事項がございましたけれども、処理をさせていただきました。これにつきましては、先般も御説明を申し上げましたけれども、これから後にも説明する機会があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

なお、本日は大変多くの議案を提出させていただきました。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中野暉君、1番、中原緑君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの23日間に決定しました。

◇

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問第1号並びに諮問第2号です。

人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めることにつきまして、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されるものでありますが、その候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることとされています。当町の人権擁護委員4名のうちの2名が、令和2年9月30日をもって任期満了となることから、新たに中村弘司氏と森下紹子氏の両名を推薦したく、お諮りをするものであります。

中村氏は、昭和29年1月21日生まれの66歳、町議会議員をはじめ、町教育委員、自治会長などを経験されており、その温厚で誠実な性格により、地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員として適任と考えているところであります。

なお、森下氏は、昭和32年9月25日生まれの62歳、昭和56年より小学校教員として勤務をされ、退職後は小・中学校の非常勤講師や児童クラブ支援員などを経験されており、その温厚で誠実な性格により、多くの方々からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任と考えます。

どうぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度
川根本町一般会計予算）

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号です。報告第1号は、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました令和元年度一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定したので報告をするものであります。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、産地パワーアップ事業補助金8億8,400万円を繰越しするものであり、同事業の財源は、その全額が県の補助金であります。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、全部で3事業あり、翌年度繰越額の合計が7,091万1,000円であります。今回の繰越事業は資料のとおりであります。いずれも林道費に関わる事業であります。なお、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました林道蕎麦粒線改良工事につきましては、年度内に完了したため繰越しとはなりません。

第8款土木費です。第2項道路橋梁費は、町道高郷上長尾線開設工事調査設計業務委託料で、翌年度繰越額687万5,000円であります。

第8款土木費です。第3項河川費は、普通河川西沢改良工事用地調査業務委託料で、翌年度繰越額50万円であります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林道千頭嶺線災害復旧工事で、翌年度繰越額600万円であります。

以上、全7事業、繰越総額9億6,828万6,000円が繰越事業となりました。

以上、一般会計の繰越明許費について御報告に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで報告は終わりました。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度
川根本町簡易水道事業特別会計予算）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計予算）を議題とします。

町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 報告第2号です。報告第2号は、本年3月定例会におきまして御承認をいただきました令和元年度簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定したので報告をするものであります。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費において、本川根南部簡易水道導水管布設替工事（林道寸又線）で翌年度繰越額195万6,000円あります。

以上、簡易水道事業特別会計の繰越明許費について御報告に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで報告は終わりました。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町

税条例等の一部を改正する条例について)

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第1号です。承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、併せて地方税法施行令についても一部改正が行われました。この法令の一部改正を受け、川根本町税条例を改正し、令和2年4月1日から施行する必要から専決処分をしたものであります。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第2号です。承認第2号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

本条例における損害補償の算定基礎となる額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

今般、令和元年11月に給与法の一部改正により俸給月額が改正され、補償基礎額と民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても本年3月30日に改正されたため、基準政令に準じた本条例の一部を令和2年4月1日の施行に併せて行ったものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

◎日程第 10 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第 9、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）及び日程第 10、承認第 4 号、専決処分した事件の承認について（川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第 3 号並びに承認第 4 号の説明をさせていただきます。承認第 3 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び承認第 4 号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

2 件は、いずれも政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定をいたしました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの対策が盛り込まれたことを受け改正するものであります。

また、本年 4 月 21 日に後期高齢者医療を運営する静岡県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が公布、同日施行されたことから、町としても関係する川根本町国民健康保険条例及び川根本町後期高齢者医療に関する条例を速やかに改正、施行する必要があるため、専決処分をさせていただきました。その承認を求めるものであります。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 11 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第 11、承認第 5 号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第5号です。承認第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布、直ちに施行され、これに併せて地方税法施行令についても一部改正、施行が行われました。これらの法令の一部改正、施行を受け、川根本町税条例を改正し、直ちに施行する必要があったため、専決処分をしたものであります。

以上、よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 承認第6号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第1号）

◎日程第13 承認第7号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第2号）

◎日程第14 承認第8号 専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、承認第6号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第1号）、日程第13、承認第7号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第2号）及び日程第14、承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第6号並びに第7号、第8号を一括して説明をさせていただきます。

承認第6号から第8号まで、令和2年度川根本町一般会計補正予算第1号、第2号、第3号の専決処分した事件を承認いただく案件でございます。

全て新型コロナウイルス感染症対策として編成をした予算でございますので、一括提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1号、補正につきましては、県が中小企業や小規模事業者向けに実施する経済変動対策貸付制度融資の上乗せ分として、町が利子補給を実施するものであり、歳入歳出予算にそれぞれ140万円を追加するもので、令和2年4月7日付で専決処分をいたしましたところであります。

第2号、補正につきましては、一律10万円の特別定額給付金事業が6億7,650万円、児童手当臨時特別給付金事業が733万3,000円、休業要請協力金給付事業が4,000万円、休校措置

に伴う準要保護家庭の食費負担増に対応する臨時就学援助が20万円、その他庁舎等の感染症予防対策経費として100万円、それぞれ予算化するものであり、歳入歳出予算にそれぞれ7億2,503万3,000円を追加するもので、令和2年4月28日付で専決処分をいたしたところであります。

第3号補正につきましては、国の緊急事態宣言の延長を受け県においても措置期間の延長を決定したことから、県外からの来訪者も多い観光地である本町でも同一步調を取り、休業要請期間を延長し、第2弾の休業要請協力金の支給を決定したもので、歳入歳出予算にそれぞれ4,000万円を追加するもので、令和2年5月7日付で専決処分をしたところであります。

以上、3件の専決処分による補正予算総額は7億6,643万3,000円、財源といたしましては、国県支出金が7億2,363万3,000円、一般財源として財政調整基金繰入金4,280万円となり、専決処分後の歳入歳出予算総額は63億7,943万3,000円となります。

いずれも一刻も早く住民や事業者へ給付金や協力金をお届けしなければならない事案であるとともに、国や県の方針決定を受け、町の方針を速やかに決定しなければならないものがあつたため、専決処分を選択したところであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 承認第9号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第9号です。承認第9号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の専決処分した事件を承認していただく案件を説明させていただきます。

本案は、承認第3号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について上程した条例改正に基づき、必要となる新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する予算を補正するものであり、財源は全額県支出金で賄うものであります。

歳入歳出予算にそれぞれ156万円を追加し、専決処分後の歳入歳出予算総額は8億156万円とするもので、令和2年4月30日付で専決処分をさせていただきました。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第16 議案第21号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例
について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第21号です。議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

国において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領を一部改正したことを受け、関連する川根本町印鑑条例を改正するものであります。

今回の改正は、印鑑登録資格がなかった成年被後見人に対し、その人権を尊重するとの観点から、所定の申請であれば印鑑登録を可能とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第17 議案第22号 川根本町職員定数条例の一部を改正する
条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第17、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第22号です。議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

本改正は、同条例第2条において規定する職員の定数の算定に含まない職員として、休職を命じられた職員及び併任を命じられた職員を新たに規定する改正を行うものであります。

休職を命じられた職員に関しては、その休職期間においては職員の定数の計算に含まないことに加え、当該職員が復職後、職員数が職員の定数を超える間は、定数外とするものであります。

また、併任を命じられた職員に関しては、本年度より藤枝財務事務所館内の4市2町が協定により、税徴収の効率化及び収納率向上を目的として実施する地方税の共同徴収業務において、4市2町がお互いの市、町の徴税吏員を併任する必要がある、この併任職員についても、各構成市町の職員定数条例において、その定員外とする規定を設け対応する必要が生じたことから、今回、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第23号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第23号です。議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、昨年10月の消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料軽減強化が今年度より完全実施となったため、介護保険法施行令に従い、川根本町介護保険条例の一部を改正し、第1段階から第3段階の方々の保険料について、さらなる軽減を図るものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第19、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第24号です。議案第24号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、令和2年度町単独事業、本川根南部簡易水道青崎配水池新設工事請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る5月15日に4社をもって指名競争入札を実施し、株式会社柳澤組が落札し、契約金額6,331万6,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和3年2月26日を予定しているところであり

ます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第25号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第20、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第25号です。議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億749万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ64億8,692万9,000円としたいものであります。

第2表の地方債補正につきましては、診療施設における診療機器購入に係る過疎対策事業債と病院事業債の更正及び国庫補助事業である昇泉橋塗装工事において、補助金が増額したことに伴う公共事業等債の減額であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,643万1,000円の交付を受けることに伴い、茶業振興費、商工業振興費、観光費、災害対策費、小・中学校教育振興費の各科目でそれぞれ対策事業を構成しております。

また、子育て支援費においても、新型コロナウイルス感染症対策事業として、学校休校措置期間の放課後児童クラブ運営経費として181万円を増額、一方、感染症の拡大に伴うやむを得なく中止せざるを得なかった小・中学生の海外研修事業経費、小学5年生の県外体験学習事業経費、海の子・山の子交流事業経費を総額で2,350万1,000円減額をいたしました。

そのほか、主要な事業として、高校を核とした新たな人づくり・人の流れプロジェクトとして新たな地方創生交付金事業が採択され、3,473万2,000円の内示がございました。これにより、当初予算で計上しておりました財源更正を行うとともに、同事業実施の際の必須要件である経費分として249万4,000円を追加計上しております。

また、森林環境譲与税基金事業として地区要望に基づく景観伐採に3,300万円、4月当初にのり面崩壊が発生いたしました林道寸又線の災害復旧経費として2,699万6,000円などが、今回の補正における主なものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説

明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第21 議案第26号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第21、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第26号です。議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、低所得者保険料軽減に対応するため一般会計繰入金を増額するとともに、保険料を同額減ずるといった財源更正であり、歳入歳出額の増減はございません。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第22 議案第27号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第22、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第27号です。議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,342万円としたいものであります。

今回の補正の内容は、今までの研修制度を活用し、いやしの里診療所で勤務していただいていた医師について、従前の契約内容では5月末をもって契約満了となるところでありますが、引き続き勤務が可能となるよう再契約することに合意をいただいたことにより、6月以降の医師派遣経費を増額補正するものであります。

歳入につきましては、診療報酬の増額と一般会計からの繰入金を計上しているところであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明

に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月12日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時43分

令和2年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年6月12日(金)午前9時開議

諸般の報告

- | | | |
|---------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 2 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号) |
| 日程第 9 | 承認第 7号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号) |
| 日程第10 | 承認第 8号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号) |
| 日程第11 | 承認第 9号 | 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第12 | 議案第21号 | 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第22号 | 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第23号 | 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第24号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第25号 | 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第17 | 議案第26号 | 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第27号 | 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号) |
| 追加日程第 1 | 議案第28号 | 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |

- 追加日程第 2 議案第 29 号 令和 2 年度川根本町一般会計補正予算（第 5 号）
- 追加日程第 3 議案第 30 号 令和 2 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 商工観光課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月3日と同様ですので御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月3日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任と認めることに決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例等の一部を改正する条例について)

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について(川根本町
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例について)

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◎日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて）

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◎日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町
後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例について）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例の一部を改正する条例について)

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正す

る条例について) を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することに決定しました。



**◎日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について(川根本町
一般会計補正予算第1号)**

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第6号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第1号)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第9 承認第7号 専決処分した事件の承認について(川根本町

一般会計補正予算第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第9、承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第7号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第2号)は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第10 承認第8号 専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、承認第8号、専決処分した事件の承認について(川根本町一般会計補正予算第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第8号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算第3号）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第11 承認第9号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、承認第9号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◎日程第12 議案第21号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例
について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第22号 川根本町職員定数条例の一部を改正する
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第23号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第14、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第25号 令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第26号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第17、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第27号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

○議長（藺田靖邦君） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時55分

○議長（藺田靖邦君） それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◆ —————

◎日程の追加

○議長（藺田靖邦君） お諮りします。

ただいま、町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した

議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第1、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第28号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額及び基準軽減額の改正をお願いするものであります。

課税限度額におきましては、医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護分の課税限度額を16万円から17万円とするものであります。また、基準軽減額については5割軽減の対象となる基準軽減額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる基準軽減額を51万円から52万円に引き上げるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第29号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第2、議案第29号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第29号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,599万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,292万4,000円としたものであります。

今回の補正は、国債を運用している地域振興基金の一部を運用替えることにより発生をします、いわゆる売却益を基金へ積み立てるものでございます。現在の市場状況や今後の見通しを総合的に判断し、このタイミングでの管理替えを選択したものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第30号 令和2年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第3、議案第30号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第30号です。令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ198万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億354万5,000円としたものであります。

今回の補正は、歳出では納付金や返還金の確定に伴う補正、歳入では本算定に基づく税収見込みによる保険税の補正、決算見込みに基づく繰越金の補正、そして本来ならば保険税率の改定により被保険者に相応の負担をいただくべきところ、今回の社会情勢を踏まえ、保険税率の改定を据え置き、基金の投入により被保険者の負担を軽減するといった対応に伴う補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月25日午前9時に開会し、一般質問及び追加議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時03分

令和2年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和2年6月25日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第29号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 4 議案第30号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月12日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月12日の本会議散会后、全員協議会を開催し、追加上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。

また、全員協議会終了後には議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

なお、本日は、本川根小学校の6年生が社会の授業の一環で議会を傍聴する予定です。川根本町議会傍聴規則第6条第2項のただし書の規定により、傍聴の許可をいたしましたので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、中澤莊也君、澤西省司君、中原緑君、野口直次君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 皆様、おはようございます。7番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

なお、先ほど事務局長が申したいとおおり、コロナ感染のこともありますので、マスクをして質問をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

質問事項は、大きく分けて三つであります。

一つ目は、国内における感染者は6月23日現在1万8,000人を超え、コロナ感染による死者は1,000人に届こうとしております。緊急事態宣言終了後も感染者は今なお増え続けている状況であります。私たちから当たり前の日常生活を奪い、経済、医療等の各分野において、様々な影響を及ぼしているコロナウイルス感染拡大に対する町の対応、支援等について、特に日常生活に影響を受けやすい障害者等、社会的弱者と言われる人たちへの対応、支援等を中心に3点の質問を行います。

次に、団塊の世代が75歳に達する2025年問題、その時期が目の前に迫っています。我が町の高齢者人口は、西伊豆町に次ぐ高さで50%に達する勢いがあります。超高齢化率においては、県下で唯一の30%以上を上回っています。そこで、少子・超高齢化の流れの中、全国的に増え続け大きな社会問題となっている中高年のひきこもり世帯の実情と対策、支援等について3点の質問を行います。

最後に、川根本町障がい者計画でうたわれています障がい児・障がい者がいきいき暮らすまちの具現化のための施策として上げられている障害者福祉施設などへの率先発注を求めるとともに、製品を広く町のホームページで情報を提供するなど、販路拡大を支援します。また、町が主催するイベントなどにおいて、障害福祉施設などの参加を支援していきます。このような施策に基づいて事業が展開されているのか、障害者施設からの調達額が前年比51.5%と低くなり、調達額も河津町に次いで県下で2番目に低い状況を見ると、障害者の自立、社会参加を障がい者総合計画に掲げている川根本町の障害者に対する支援策の実効性について疑義を感じるものであります。そこで、障害者施設からの物品、役務の調達ということで3点の質問を行います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。

（何ごとか言う者あり）

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、7番、中澤莊也議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大による様々な方々への支援、障害者福祉サービス事業所への対応などに関する質問がございました。

まず、支援を必要としている方々への対応でございますけれども、健康福祉課、高齢者福

社課を中心に相談業務、支援業務を継続しており、電話による対応のほか、訪問での対応においては、感染リスクを減らす予防策を講じて丁寧な対応に努めております。具体的な支援内容といたしましては、生活資金の面では、県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金特例貸付の対応を講じており、町内にある就労継続支援B型事業所の生活活動や工賃に関する支援につきましても、国・県の新型コロナウイルス感染症関連補正予算において支援策が示されたことから、今後、同施設の管理運営事業者である社会福祉協議会と検討協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

就労継続支援B型事業所の状況に関する質問でございますけれども、同施設の管理運営事業者である社会福祉協議会によりますと、業務受注状況は、3月から5月にかけて事業所の新規の受注努力などにより、前年度対比で増額をしておりますが、作業量の先行きが極めて不透明であり、今後は減少していくことも予想され、就労支援事業の継続に強い不安を感じているとの報告を受けております。

町といたしましても、国・県の制度動向も注視をしながら、このような社会情勢の変化に対応できるような受注体制の確立に向け、サービス事業者が業務展開されるよう協議、対応してまいりたいというふうに考えております。

質問はございませんでしたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、需要が落ち込み、著しい農林業及び受注減少等による下請企業に対する支援に関する質問もあるということでございますので、農林業の対応に関しましても、後ほど他の議員からも質問が通告されておりますが、町といたしましては、農林業関係団体等との協議、協力を得ながら、国による直接的な財政支援を活用した農業者への支援施策を講じていきたいというふうに考えております。

製造業等への支援につきましては、個々の企業がどのような支援を求めているかによりますが、企業向けの給付金等の資金繰りの支援や雇用調整関係の経営環境対策支援など、国・県の補正予算による拡充事業の活用も検討しながら商工会等を通じ促していきたいというふうに思っております。

生活困窮者やひきこもりの方がおられる世帯への相談や支援についてでございますけれども、昨年度、県によるひきこもりに関する調査があり、当町においても26件が該当する旨の把握をしております。町といたしましては、御本人、家族、親戚などからの相談や民生児童委員からの情報提供などから、ケースごとに対応していくべきものと考えております。

ひきこもりの状態にある方や御家族は、それぞれ異なる経緯の事情を抱えており、生きづらさや孤立感の中で日々葛藤していることに思いを寄せ、時間をかけて寄り添う支援に心がけ、本人の人権や御意向に最大限に配慮しつつ、御家族等の事情やお考えを交えたケースワークを重ねて丁寧な支援を心がけているところであります。そして、何よりもひきこもりの方を含めまして、生きづらさを感じている方々を受け止める地域社会の構築と、安心して過ごせる場所や自身の役割を感じられる機会をつくることも行政の役割というふうに考えておりま

す。

窓口一本化につきましても、当町のような小規模自治体は、逆に対応可能な窓口が複数あるのいいではないかというふうに考えているところでもあります。心配事が起きたときに他の案件で関わりのある部署でも、社協でも、地区の民生児童委員でも、当事者が最も相談しやすいところに相談ができ、対応する役場、社協、サービス事業所等において、当然のことながら個人情報の保護を講じた上で適切な支援ができる体制が、当町の状況に即した体制と考えております。

まず、相談できる窓口を広く構えることが、役場や社会福祉協議会の役割と認識をしております。

なお、この件に関します取組等の補足と、障害者施設からの優先調達の御質問につきましても、担当課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、すみません。高齢者福祉課から二つ目の御質問にございましたひきこもりの関係について、高齢者の福祉課の対応について御説明をさせていただきます。

高齢者福祉課においても、介護保険事業における閉じ籠もり予防と言いますが、閉じこもり予防教室を実施するとともに、毎月、地域包括支援センターが民生児童委員との定例の情報交換を行っており、高齢者サービス担当者会議やケアマネジャー会議などを通じて、いわゆる気になる方の把握に努めているところでございます。特に8050問題等につきましては、健康福祉課地域福祉室生活保護担当、それから、障害の担当等と連携を図りまして、複合的な案件も含めて幅広い対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） それでは、障害者優先調達の件につきまして、健康福祉課長から答弁をさせていただきます。

障害者優先調達法という法律が平成24年に施行されました。また、議員がおっしゃるとおり、川根本町の第5期障がい福祉計画の8ページのほうに、議員が申された項目が記載をされてございます。当町におきましては、町が策定をいたします障害者優先調達推進方針というものがございまして、優先調達を進めるということとしてございます。調達先といたしましては、法律におきましては全国の障害者就労支援施設が対象となっているということでございまして、調達の実績といたしましては、平成30年度が11万6,000円、令和元年度が約6万円ということでございまして、割合においては前年を下回っておるところでございます。

これまでの主な調達品目でございますけれども、建設事業関係の部署におきまして、図面袋などの物品購入、観光施設におきましては、観光施設で使用している資材の洗浄作業、また、福祉事業としまして、福祉関係の普及啓発用品の加工、そういった役務の提供を受けて

ございます。令和元年度におきましては、以前から継続的に購入を行ってきた物品の調達におきまして、在庫があったものですから、調達を控えてございます。ですから、金額が大幅に減少しているといった理由がでございます。

令和2年度の調達方針における調達目標ということで通告書に記してございます。令和元年度を上回るという形で目標を設定しておるところでございます。町としましても、なるべく町内の障害者施設から、サービス事業所から購入したいという考えは持っておりますので、議員から質問があったとおり、町内のサービス事業所から購入できる物品、あるいは役務、そういった内容につきまして、サービス事業所と協議調整を行いながら、調達を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） まず、最初のコロナ対策対応についてということで再質問を行います。

先ほど町長の答弁の中で、就労支援B型事業所に対しては、工賃が受注の減により減っているような状況を鑑みながら社会福祉協議会と協議をしながら対応していきたいということですが、この対策として、町は飲食業、観光事業者に対して休業要請を行い、それに応えられた方には休業手当金を支給されていたわけですが、この方たちが事業所の通所を控え、この人たちに対する工賃が非常に今、半額というような形になっているという実情がありますので、その辺について緊急な対応が必要ではないかというふうに考えますが、その辺について御意見を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） ただいまの質問でございませけれども、利用の自粛という形で町のほうから社会福祉協議会のほうへ、作業所の密を避けるということでお話をしたことがございます。ちょっと時期につきましては記憶はありませんけれども、利用の自粛という形をお願いをしております。

しかしながら、休業要請という形は取ってございませんので、そのところは御承知をいただきたいと思えます。

また、工賃が半額となっているというところにつきましては、私のほうでは少し実態を把握してございません。調査不足で申し訳ございません。ただし、私の調べたところによりますと、3月から5月までの3か月間の状況でありますけれども、前年比であります。みどりの丘が元年度2万6,000円の工賃、2年度は19万3,000円、みどりの丘えまつは元年度49万5,000円、2年度51万2,000円と上昇をしております。これは、役務として町内の工場からの受注が5月までは順調だったということで、大変作業所のメンバーの皆さんが営業努力された、あるいは町内の企業が作業所に対して支援をしたというふうに考えてございます。

一方で、これが5月に入りますと、作業が止まっております。ただ、ほかの作業もありまして、その平均を取って半分ぐらいというふうに想定されたのかなというふうに考えますけれども、休業はしてございません。自粛をお願いしている。その自粛の幅につきましても、少

し把握をしておりますので、その辺りの状況につきまして、もう少し詳しく調べていきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、鈴木課長のほうから説明を受けましたが、今の現状は、やはり例えば具体的に申しますと、ケーブルテクニカさんからの受注が今ストップしている。ケーブルテクニカさんのほうに伺ってきましたけれども、やはりしばらくの間は非常に厳しい状況だと。回復次第またお願いするということになるということなんです、その間の工賃というのはやっぱりいろいろな人たちの支援を受けて回っているというのが状況であります。もともと工賃が低い利用者の方々、少ないときは1万円にも届かない工賃ということも伺っております。その人たちの中では、単独で一人で生活している方たちが、あるA事業所においては3人ほどいらっしゃいます。その人たちにおいて受注が減り、工賃が減るとするのは大きな死活問題であるというふうに考えます。

ですので、これからも補正の中で臨時交付金を利用していろんな事業を行うということが出ておりましたが、その中で新たにこういう事業所に対する支援、利用者に対する支援ということをどのような形で今後考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 利用者の生活資金という部分におきまして、ただいまの工賃というものは非常に大切なことであるというふうに考えております。利用者によって金額は異なりまして、ある方は5,000円、あるいは2万円程度までというふうに伺っております。同時に、その分配金と、あと障害者年金という受給がございます。障害者でいいますと、2級障害者で6万5,000円の支給を受けており、おおむねこの二つの収入を合わせて生活しておられるというふうに考えております。これは一人当たりということでございます。

事業所の運営に関しましては、事業所の運営自体は給付費のほうで賄われております。当町の例でいいますと、2施設でおよそ2,200万円程度の給付費がございまして、こちらで運営経費を賄っているということですので、施設自体は運営できるということは、通所があれば運営は可能というふうに考えております。

ただ、議員が御心配をされておりますように、利用者の方の生活という面。今回のような社会的な環境、同時に経済要因も重なりました。そういったコロナウイルス感染症の蔓延という時世、そのほかにももしかしたら災害が起こるかもしれない、いろんな社会的な因子があろうかと思えます。そういったときに様々な仕事をしていく、そういった環境を整えることが経営、あるいは利用者の生活を安定させる方法だろう、そういうふうに考えてございます。

ですので、町といたしましては、事業所における製造品、あるいは事業所が提供できる役務、そういったものをできる限りそれぞれの利用者の特性、特徴、得手、不得手がございますけれども、人数も少なくても15人のメンバーでやっておりますので、複雑なことはできないか

もしれませんが、なるべくそういうふうな対応ができるように協議、打合せ、そういったことを重ねて経営体質、作業体質の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、鈴木課長から前向きの答弁をいただきました。ぜひ物品の調達、役務の提供ということもありまして、人それぞれできる作業という内容は違うかもしれませんが、利用者の皆さんが生き生きとして自分らしい生活ができるような御配慮を今後ともいただければというふうに思います。

次に、コロナ対策の関係で、質問がなかったということですが、3点ということで、この中に質問の要旨を記載させていただいておりますので、説明は省かせていただきましたが、農業とか林業の問題につきましては、他の議員が後ほど詳しく質問をされますので、その辺については私のほうでは割愛をさせていただきたいと思います。

その中で、下請企業に対する支援という項目がございます。この下請企業は、これは一部の自動車関連の下請企業の状況しか私は把握しておりませんが、ケーブルテクニカさんのほうで何社かの下請企業が入っております。ケーブルテクニカさんは海外の輸出する部品も製造されているということで、非常に影響を被っていて、ここ3か月ぐらいは非常に厳しい状況であって、状況が回復するのは来年の1月頃だということをお聞きしております。その中で、やはり部署によっては、下請企業に対する受注が止まっていて、そこで働く人たちの工賃も、これは実際に本人から確認したわけではありませんが、月8万円という、そのような金額になっているというふうに聞いております。

下請企業に対する支援、これを臨時対策交付金等を利用して行っていただきたいというふうに考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの下請関係の支援ということで御質問がありました。先ほど町長の答弁にもありましたように、企業がどのような支援を求めているかによります。支援につきましては、国・県の支援がございます。企業向けの資金繰りの支援、また、企業によっては雇用調整関係の支援などがございます。それらを活用していただくということで進めているところでございます。

また、先日、元請さんともちょっとお会いする機会があったわけですが、やはり元請さんにしましても、下請さんには配慮をしているということで、いろいろ状況等も話を聞いているというお話を聞いております。そのような中で、今回また補正予算によりまして雇用助成拡充等もありますけれども、そのような中で国・県の事業を活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） これから国の施策、県の施策等に準じ、手厚い支援をされていくとい

うことですが、やはり農林業にも当たると思いますが、町独自のものという考え方も出てきてもいいと思うんですが、その辺の町が支援をする、町が独自で支援をするということについて、総括的に伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 町独自の支援ということでございますが、企業によりましては、やはり国・県の支援事業の活用が多いと思われまます。やはり企業によって、先ほど言いましたように、どのような支援が必要かということもございます。ただいま商工会のほうへもちろん相談はあるわけですけれども、商工会のほうにつきましても、国・県の支援を紹介しているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今後、誰でもが自分らしく暮らせる、そういう社会を目指している川根本町でありますので、手厚い支援をしていただいで、コロナ終息後の対応についても御尽力をいただければというふうに思います。

2番目の再質問をさせていただきます。

生活困窮者、ひきこもり世帯等への相談支援ということですが、先ほど9月の調査において、課長のほうから26件の事例があったということでもあります。県の調査におきましては、2,000件以上のひきこもり世帯があると、それも中高年の方が非常に多いということがデータに出ていて、内閣の調査においては3万にも達するのではないかと、潜在的なひきこもり者ということが出ておりました。

26件の内訳というか、どのような形でひきこもりになったか、その状態が分かる範囲で結構ですので、状況等を教えていただければ幸いです。まず、その状況等について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 状況ですけれども、実は詳細調査ではございませんで、おおむね概数の調査ということでございます。実態について詳細は承知は今のところしてございません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） せっかく概要の26件という把握ができておりますので、これからどのような形で、この26件について詳細的な調査をしていくのかを伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 先ほど町長の答弁にもございましたけれども、ひきこもり、あるいはその傾向があるという方々、あるいは御家族には様々な背景があることと推察をいたします。実は、ひきこもりに関しましてはネガティブなイメージを持つこともあります。ただ、本人の状態、状況、それから御家族のお気持ち、そういったことを考えますと、やはり町の役場のほうから積極的に、例えばアンケート調査をするとか、そういった行為をした

場合、一層、先ほど申し上げたようなイメージが一般論になってしまう、そういった可能性もございます。町としては、状態をできるだけ把握しなければならない、そういった議員のお気持ちもありましょうし、我々もそういった気持ちもございます。

私どもの町の役場の仕組みとしまして、高齢者福祉課、あるいは私どもに保健師がおります。それから、民生児童委員もおられます。自治会長もおられます。そういった複数のチャンネルから情報というのは届いてまいりますし、通常の業務の中で相談業務も行っております。

そういった情報から、1件1件ケースワークで御本人や御家族に寄り添う形での対応、そういったものが当町にふさわしい対応ではないかと、このように担当としては考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 26件の把握をしたのは民生委員と包括の職員の方が戸別訪問されたんですかね、これはアンケートでやられたのかちょっと分かりませんが。この地域、川根本町でなければできない支援というのがあるというふうに思うんですよ。だから、窓口の一本化ということも質問しましたけれども、それについても今はできているという判断を課長のほうはされています。せっかく26件という把握ができているものですから、それについてはもう少し丁寧な調査が必要であるし、先ほど課長が答弁されていましたが、様々な状況がある。だから、窓口の一本化が大切になってくるというふうに国のほうも考えているわけです。ですので、もう一度その辺について、これからの支援、ちょっと課長の答弁では分からない点があったもんですから、具体的なことをどのような形でされるのか、もう一度伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 答弁が分かりにくくて申し訳ございません。

窓口の一本化につきましては、先ほど町長の答弁の中でも言及されておりましたが、当町は日頃から包括支援センター、あるいは障害者の相談窓口、そういったところで相談業務を行っております。具体的にはほぼ高齢者福祉課の包括支援センターで一本化できております。方法論になります。例えば国が想定している窓口としましては、看板が掲げられまして、そこへ相談者からアプローチが入るという状況、この機能を強化させたいというのが国の、あるいは県の方向性だろうというふうに考えます。ただ、当町の場合は、恐らくそれよりもさらに具体的な相談業務、既に行われている相談業務の中からそういった情報を拾っているということがございます。

最初の演壇の御質問に対しまして、高齢者福祉課長のほうからそのような話も回答があったように記憶をしておりますけれども、いずれにしても様々な場所、一番最適なときに相談者のほうから、もしかしたらそういったこと以外の話題の中から実はということがあるのかもしれない。そういった形で対応をしているということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） せっかく26件という把握ができておりますので、今後やはりその実態、どのような形でひきこもりになったのか、どのようなことで支援を求めているのか、声なき声に応えるのが行政の仕事であるというふうに考えますので、積極的な取組を期待いたします。

この関連で、先ほど窓口の一本化ということで出てきましたが、ひきこもりの世帯については、介護、生活保護等、いろいろな要素があるということで、国もそれを心配し、窓口の一本化ということで、現在、市町においては介護、ひきこもりの相談窓口を設けている市町は多分ないというふうに把握しておりますが、県では3か所において相談窓口を設けていらっしゃるということで、今後、やはり専門家、県のほうでもこれに8050という問題について非常に危機感を持っておりまして、町のほうで要請があれば、社会福祉等の専門家の派遣ということも検討するということではありますが、その辺のことについて、町はどのような考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 本当に26件という件数でありますけれども、実際にはこの数字に入っていない案件というのもしかしたらあるのかもしれない。ほぼこの今把握している案件については、実は対応はもう開始をしている案件と同じということでございます。専門家につきましては、当町には社会福祉士、職員として2名在籍をしております。一般的な手法、あるいは最新の手法というのは国や県が派遣を想定している方々から得ることができるかもしれない。ただ、当町の状況、地域社会の状況、近隣との関係、親戚縁者、あるいは知人、友人、そういったところの関係まで想定しながら社会福祉士をはじめ保健師、あるいは事務職員も実は対応をしております。

そういったことございまして、当町におきましては、現有のスタッフ、丁寧に対応をしているというふうに担当課長としては考えておるところでございます。議員が申される国や県の専門家の派遣、そういったのを受けてという御提案、大変ありがたい御指摘だというふうに受け止めつつも、現有スタッフ、懸命な努力をしているということも御理解いただければというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 町のほうでは手厚い支援をされているということが課長の答弁からは分かりましたが、やはり働き方改革の中でこの人たちが過重にならないような、そのような配慮も必要ということを考え、特にそれに特化した専門家の派遣ということも検討していったらいいんじゃないかというふうに考えております。その辺については、今後の事業の展開の中で前向きな検討をしていただければというふうに思います。

最後に、障害者施設からの物品、役務の調達についてということで、先ほど状況、これは私が考えていたのは、町内からの調達だけだというふうに最初考えていたわけですが、全国

的な障害者福祉施設からの購入が法的に定められたものであるということでありますが、5万5,000円という金額はちょっとあまりにも低いというふうに考えますし、前年度の在庫があるといっても、その前が11万で、その在庫があるから5万円になったということは、やはり予算的にも少ないだろうし、障害者の方たちの自立を促すという考え方に基づいて障がい者計画を策定している我が町においては、実績として非常に少ないではないかというふうに感じます。

先ほど課長が答弁されていたように積極的にどういうものができるかということを検討されていくということと、役務の提供、例えば公共施設の草取り等については利用者の方も多分できると思いますし、そういうことに対しては、利用者の方たちは一生懸命やられるという、作業の状況を見てみても、私たちが話をしながらやるのではなく、皆さんは一心不乱にそれに取り組んで、できるまでやるという状況でありますので、その辺の御配慮もいただきたいというふうに思います。

もう一度、その辺について、2020年の調達目標はただ上回るということで申されましたが、具体的な考え方、どのようなものを購入し、どれぐらいの予算を使っていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 先ほどスタッフ、職員に対する御配慮もいただきまして、ありがとうございます。

障がい者福祉計画の8ページに、先ほど中澤議員が申されたことが記載がされておりますので、当然我々としては、それに向けて努力をする、法律に基づいても努力をするということでございます。確かに金額的には少ないわけございまして、その中の一部が町内の事業所からの調達であるということですので、さらに金額が少ないということでございます。

金額につきましては、実は目標設定はしておりませんし、それ用の予算というのも今構えているわけではありません。そういった点につきましては、中澤議員としましては、この障がい者福祉計画の策定の本部員であったということで、お気遣い、御指摘をされていることというふうに感じておりますけれども、ただいまの作業といたしましては、役場への提供可能な物品のリスト、そういったもの、あるいは今後自分たちが取り組めるだろうリスト、そういったものを提供をしていただきまして、そういった作業に実は社会福祉協議会は今作業を開始しているという情報が入っておりますので、まだ事務員だけの話かもしれませんが、そういった作業をしていただいております。そういったリストは、実は以前にも情報共有をしたことがありますけれども、最新のものが届きましたら、役場のほうで職員に情報共有をさせていただくことができるというふうに考えております。

ただ、実は品物によっては、作れる利用者、作業所のメンバーというのがおありまして、役割分担もあると思います。それから、役場だけの発注ではなく、先ほど町内の工場からの受注、その納期ということで、作業所全体での作業バランス、作業スケジュールというのものあ

りまして、そういった中での対応。メンバー15人という実情の中で、どのようなことができるか、少し相談の時間をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、課長の答弁にありましたとおり、今リストの作成をされて、社会福祉協議会で検討されているということです。やはり指定管理でこういう事業所の運営はされているわけですが、指定管理者に任せるだけではなくて、行政においても運営方法とか状況等を把握しながら指定管理を受けている社会福祉協議会と協議をし、情報の共有を図っていくという必要があると思いますが、社会福祉協議会と今後情報の共有をしながら、このような事業所のよりよい運営に努めていただきたいというふうに考えますし、作業所で働く人たち、職員の方たちの仕事の内容、どのような形で取り組まれていて、利用者の方たちがどのような状況で仕事をされているのか、そういうこともぜひ把握をしていただきたいと思います。それが川根本町総合計画に示される水と森の番人が創る癒しの里 川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して、私はここに、だれもが安心して自分らしく暮らせるということを入れたと思います、安心して暮らせるふるさとの具現化につながるのではないかとこのように考えております。

行政は、全てがプラス・マイナス、赤字になってもいいという企業の観念ではなく、厚くせねばならないことは予算を使ってもやるべきだということに考えておりますので、今後、前向きな支援を御期待申し上げ、私の一般質問を終了します。

○議長（藺田靖邦君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時13分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 皆さん、おはようございます。2番、澤西省司、通告書に沿って質問させていただきます。

本年当初より日本中が新型コロナウイルス感染症一色になってしまったと言っても過言ではないと思います。全国で1万8,000人ほどの感染者が出た中、川根本町では一人も感染者が出なかったことは、観光客の皆様と直接接した方々の高い意識や、行政の町全体への注意喚起と感染防止対策の実施などが功を奏したと言えると思います。町民の方々も不要不急の外出を避け、我慢を続けた結果だと感謝しております。

全国の緊急事態措置が解除されたとはいえ、今なお一部の地区では新型コロナウイルス感

染症がくすぶり続けています。中国では、新たに閉鎖した場所も出ています。しかし、世界は経済優先に完全にかじを切り、日本も例外ではありません。第1ラウンドが終了する前に第2ラウンドが始まってしまったかのようです。新型コロナウイルス感染症防止対策と経済の立て直しという両立させ難い難しい局面を国・県・市町それぞれ乗り越えなくてはなりません。これからのステージは、長期間にわたり忍耐を試されることになるでしょう。行政の皆様には、新型コロナウイルス対策として、持ち込ませない・持ち込まないを町民の皆様に対して辛抱強く意識づけしていただきたいと思います。

さて、本日のメインテーマは新型コロナウイルス感染症に対する町の関連対策全般についてであります。

一つ目の項目として、今後、県外観光客の増加に伴う町の感染防止対策を伺うであります。

静岡県は、県民に向け、観光促進事業として、県内の宿泊キャンペーンなどで宿泊業者の支援に乗り出している。県をまたぐ移動の自粛も解除され、やがては新型コロナウイルス感染症に対して歯止めがかからない県などからも多くの観光客が訪れることとなり、継続的な新型コロナウイルス防止対策全般が必要と思われませんが、町長はどのようにお考えでしょうか。

二つ目の項目として、観光地点の多い我が町だが、新型コロナウイルス感染症患者が一人も出なかったことは幸いです。今後、川根本町は安全な観光地であるということを県内外にどのように発信していくのかであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込んだ業種は、全国的に観光宿泊業などと新聞にありました。川根本町にも二十数件の宿泊業者がおり、状況からスピードも求められるところですが、町長はどのように安心安全な観光地であることを発信していくのか、お考えをお伺いいたします。

三つ目の項目として、国は、定額給付金事業で国民一人に10万円を支給したが、町は1回目の地方創生臨時交付金を活用して町民や事業者にどのような支援を計画しているのかであります。

新型コロナウイルス感染症による世界的規模の景気低迷は、一部の企業以外ほとんどの企業や国民に影響が出ている。交付金の活用で多くの町民に何らかの支援が行き渡ることは重要な問題です。町長は、中小企業、個人事業主、町民に対してどのような支援を考えているのかお考えをお伺いいたします。

四つ目の項目として、経営者の事業継続を目的とした持続化給付金において、川根本町の商工業者の申請状況と課題という点であります。

新型コロナウイルス感染症による景気低迷は、事業継続を危うくする要因を多分に含んでいる。川根本町では、もともと事業規模の小さな個人の事業主が多く、危機を乗り越える上でも持続化給付金は欠かせないと思いますので、小さな個人の事業者でも申請できるように、町長はどのように対応していくつもりかお考えをお伺いいたします。

五つ目の項目として、製造業など中小零細企業において、労働者の休業日が増えているが、状況を今後どのように把握して支援につなげていくかという点であります。

平日において町内で、本来なら仕事に行っているはずの人を見かけることがあります。車があるなどと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている勤労者がいることは容易に理解できます。こういう状態は、作業中の労働者だけでなく、企業も窮地に陥る可能性は高いわけです。新聞などの先行情報によれば、雇用調整助成金や労働者への新たな給付金などあるが、町長はどのように状況を把握して支援につなげていくお考えなのかお伺いいたします。

六つ目の項目として、国の2次補正予算の中に地方創生臨時交付金2兆円とあるが、リーマンショック以来の不景気の中、様々な職業が低迷している。2回目の交付金が支給された場合の支援として、現在想定されている対策や今後検討していく方策についてであります。

今後、3次補正予算はないと思いますので、2次補正予算での給付金や交付金を有効にかつ様々な職業の方の支援につなげるための方策について、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で演壇からの発言を終了いたします。

○議長（菌田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、2番、澤西議員の一般質問に対しましてお答えをさせていただきます。

当町における新型コロナウイルス感染防止策につきましては、国・県の実施方針に基づき対応しているところであります。まず今日は、3人の議員の皆さんがコロナ関係の質問でございますので、今現在、第1次の地方創生臨時交付金、これが状況的には98%に達しております。これは、職員が一致団結いたしまして、対応を早くしようというたまものではないかというふうに思っております。それがあと残り僅かでございますので、それは徹底的にそれぞれに知らしめるというようなことをしていきたいというふうに思っていることを冒頭で申し上げたいというふうに思います。

特に多くの方々との接触が心配をされております観光関連におきましては、国によります緊急事態宣言が発令期間には、町内の飲食店、宿泊業者、観光売店等の事業者を対象に休業要請を実施し、感染拡大防止を図ってまいってきたところでございます。

今後、国・県の制限緩和により、本町へ県外から来訪する観光客も徐々に増えると予想されますが、県、各協会などの業種別の対応指針やガイドラインを基に三つの密の回避やソーシャルディスタンスの確保など新しい生活様式の徹底や、衛生面の充実など宿泊施設や観光施設において感染防止対策を図りながら、しっかりとした感染防止対策を講じていることをお伝えするとともに、県内外の旅行者から求められるニーズに的確に答えていくことが今後の観光業を再始動していくために必要であり、それらを踏まえた情報発信が重要であるというふうに考えております。

次に、国の第1号補正における新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用

した本町の支援策についてお答えをさせていただきます。

この交付金は、4月30日に国会で可決されたものでありますが、その使途につきましては、感染拡大の防止策、医療提供体制の整備などの感染症に対する対応、感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活支援などの2点が大きな目的として示されております。

事業実施につきましては、目的が合致していれば4月以降実施した事業であれば計画提出前であっても対象となります。本町におきましては、12日の議会で御承認いただきました専決事案を含む一般会計補正予算第1号から第4号まで計上させていただきました事業について、実施計画を提出をしたところであります。

また、国の第2次補正において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充として2兆円が追加をされましたが、具体的な使途につきましては、現在のところ示されておりませんが、第1次交付金事業を補完する施策やコロナウイルス第2波を考慮した新しい生活様式に対応し、地域に元気を取り戻す地域経済活性化等に活用していきたいというふうに考えているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、持続化給付金に関する質問及び製造業等に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（**菌田靖邦君**） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（**野崎郁徳君**） すみません、私のほうから1点、町長が今御説明の中で申されたことの訂正をさせていただきます。

町長が冒頭、地方創生臨時交付金の状況は98%実施と言いましたが、特別定額給付金、いわゆる10万円の給付の状況が98%に達しているといったものでございます。訂正させていただきます。

○議長（**菌田靖邦君**） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（**大村妃佐良君**） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用した事業について御説明をさせていただきます。

3日の全員協議会で配付させていただきました一覧表のとおり、11本の事業を国に計画として提出しております。一部事業につきましては、一般会計補正予算第1号、第2号、3号補正において専決処分をさせていただき執行をさせていただいております。

中小企業を対象とした県の融資制度に協調した利子補給の上乗せ、観光客が多い本町において感染拡大を防ぐための関連事業者への休業要請に係る協力金、町内小中学校の臨時休校に伴う準要保護世帯への昼食費支援については、先行的に執行させていただいたものでございます。

その他の事業につきましては、町内事業者の感染対策への支援、町内での消費拡大のためのプレミアム商品券の発行、宿泊促進への助成、川根茶の消費拡大販路促進事業、感染防止対策用品の購入など、第4号補正に計上させていただき、12日に議決をいただきました。

これらにつきましては、今後執行に当たりまして関係団体と連携しまして、効果的に実施していきたいと考えております。

なお、各事業の詳細につきましては、補正上程時に担当課から説明させていただいております。

次に、国の第2次補正予算に関する御質問にお答えさせていただきます。

第2次補正予算は、今日12日に国会で可決され、町長答弁にありましてとおり、具体的な使途については、その詳細が国より示された後となります。本日の朝刊に出ておりました。昨日発表された大まかな使途については、新聞のとおりでございます。今後、詳細については連絡いただくということでございます。

基本的には、第1次での使途に加え、雇用維持、新しい生活様式に対応した地域経済活性化施策への充当ということで位置づけられております。また、配分算定につきましては、人口、財政力、高齢化率などが考慮してあります。高齢化率の高い本町にとりまして、心配される新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた施策も今後必要かというふうに考えております。

いずれにしましても、今後、第2次補正の活用につきましての対応、支援策を検討していく上で、関係団体の皆さんと連携し、効果的な施策を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**藺田靖邦君**） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（**中野裕文君**） 私のほうから、持続化給付金の状況と中小零細企業の状況把握ということで御説明させていただきます。

持続化給付金申請につきましては、オンライン申請であるため、件数等の状況については把握はしておりませんが、申請方法についての相談や聞き取りによる申請サポート業務を、町商工会で行っております。

次に、製造業などの中小零細企業の状況把握と支援についての御質問でございますが、製造業など企業の状況については、主に商工会を經由して企業からの相談や聞き取りにより把握に努めている状況でございます。支援につきましては、相談内容の実情に応じてではございますが、国・県の企業向けの融資や給付金等の資金繰り支援や小規模持続化事業、企業経営力向上事業費補助金等など活用を促している状況でございます。

以上です。

○議長（**藺田靖邦君**） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（**澤西省司君**） 冒頭の98%の定額給付金の件ですけれども、この町は非常に早い段階で処理ができたということで、住民を代表しまして感謝申し上げます。今に至っても、なかなか静岡市、浜松市などではパーセントが非常に低いという状態が続いておりますので、早い段取りを組んでやっていただいたということでもあります。

6月19日、都道府県をまたぐ移動の自粛が全面解除となりました。町内に観光客の皆さんが訪れた場合に、コンビニエンスストア、食堂、カフェ、宿泊業、キャンプ場、観光施設、交通機関従事者などの人々は、接客として直接お客様と接するわけです。そういった方々の水際での対応や注意によって、町内への新型コロナウイルス感染症の2次感染を防いでくれると思います。直接接する方々を守ることが町内への感染拡大を防ぐという観点で特に重要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 国や県の制限緩和に伴いまして、徐々に観光客も増加すると予想されます。議員言われますように、特に宿泊・飲食業、観光施設等におきましては、直接観光客と接する機会が多くなると思われれます。そのような中、今回交付金事業で実施いたします感染症対策事業、支援事業等で支援をしていながら、感染防止対策に取り組んでいくことが感染防止拡大を防ぐためにも必要なことであると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 地方創生臨時交付金事業の活用で町内の事業者応援事業が進められ、新型コロナウイルス感染症防御対策に使われております。今、課長おっしゃられたとおりです。町民を2次感染から守るという意味で意義のある事業だと評価しております。しかし、事業をさらに確実なものとする必要もあります。

毎年、食中毒防止月間には、全国的に保健所が食品安全協会会員の店舗を巡回指導します。食中毒を引き起こすサルモネラ菌やウエルシュ菌などの予防対策は取られているかだけではなく、職場の衛生管理から手洗いの励行まで、注意喚起のチラシを持参して確認、徹底などの啓蒙活動をしていくわけです。

我が町でも新型コロナウイルス感染症は、防災という位置づけで臨むべき問題であると思います。町内事業者応援事業での助成金の活用で感染防止対策が観光客と直接接する事業所等において十分な対策が取られているかどうか、観光課と防災課の合同チームによりチラシを持参して感染防止対策の確認と注意喚起の啓蒙活動を、本格的シーズンに入る前に1回行うべきと思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 感染防止につきましては、国、県や各協会などで業種別の対応指針やガイドラインを作成しております。県で作成しました宿泊施設、観光施設用の対応指針は、観光協会をはじめ温泉組合、観光施設等に、また飲食店等につきましては、食品衛生協会のガイドライン等で感染防止の周知等を図っているところでございます。

それこそ明日からトーマスが運行されるわけですがけれども、先週18日には、千頭駅前の飲食店関係の方々にお集まりいただきまして、トーマス運行における感染防止対策、また、飲食店の皆様には感染防止対策と感染事業の補助と併せた中で御説明をさせていただいており

ます。また、先日には観光地及び旅行者向けの感染防止のための新しい旅のチケットというものも示されております。来訪者の皆様にも感染防止のために留意していただくとともに、マスク着用等周知を図りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、県の指導とかそういったことでお話を伺いましたけれども、やはりこの問題は非常にもう災害に近い、そういった危機感を持って町ぐるみでやらなければいけないという意味で、一観光課だけの問題じゃないというような意味合いで、そういった先ほどの質問をしたわけです。本当に防災課、防災室というものがあるものですから、そういったことで全面的に出てやっていただきたいということでもあります。

次の質問にまいります。

2番の質問に関連する問題であります。安全な観光地であることをホームページなどで発信していくとともに、何かサプライズ的なものがあればと感じます。この時期に観光客の皆様に新茶を購入していただくことは、町の活性化にとって重要なものです。県は、補正予算計上の3億円を財源に、県民向けに1泊5,000円の割引助成を宿泊旅行商品などを扱う業者などと6月後半くらいに宿泊予約サイトなどで調整しているとあるが、町内宿泊業者がサイトに掲載されているのか気になるところであります。

県の対応とは別に、7月、8月を中心に牧之原市では観光宿泊費に助成金を出すことや、藤枝市、西伊豆町、静岡市などでも商品券や金券などで旅行者に還元するキャンペーンを始めたが、川根本町では民宿を含め二十数件の宿泊業者があるが、町独自で何かサプライズ的な誘客事業を考えておりますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 本町におきましては、地方創生臨時交付金事業で7月1日から8月2日の1か月間、県内在住者で町内に旅行で訪れた宿泊観光者に対しまして、旅行クーポン事業を予定してございます。事業につきましては、観光協会が実施するわけですが、大井川鐵道を利用した方への周遊きっぷ、また、宿泊施設利用者への割引、町内の飲食店やお土産などの売店、また、ガソリンスタンドなどで使えるクーポンなどを用意してございます。これらを実施することによって、観光消費喚起の一つのきっかけになればと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 分かりました。

先ほど企画課長のほうから地方創生臨時交付金事業の中のプレミアム付商品券事業は町内経済が全体が落ち込んでいるようなときには活気を与えるきっかけとなり、いい事業であると感謝しております。

再質問であります、3番目の項目に関する再質問です。

国の1次補正による地方創生臨時交付金事業の中の町内事業者応援事業での感染防止対策に2,000万円ほどの予算がつき、町の商工会に委託されている。商工会として、青色申告会やそのほかを含め約400余りの事業者を管轄しておるが、当然周知や委託事業全般を実行しているわけですけれども、町内では、先代の頃より白色申告で役場税務住民課にて毎年確定申告を済ませている方や、直接税務署とインターネットで確定申告されている方など、商工会からの周知が届かない可能性のある方もおられます。消毒液やマスク、飛沫防止のパーテーションなどの購入費用が補助されることなどを今後どのようにそういった方々に周知、発信していくのかお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今回の感染防止対策事業の補助事業でございますけれども、それらの周知につきましては、町のホームページをはじめ本日地区回覧文書でチラシを配布しております。そのような中で町民の皆様にも事業所の皆様にも周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そうですね、その周知がないと、本当に末端にいる方もなかなかそういった補助が出ているということを利用して少しでも対策を取ってもらうということが大事なもんですから。

それから、国の2次補正などにおいて、事業者の家賃補助などがあります。都会では、賃貸で店舗を構えている事業主も多いが、私が知る限りではゾーホージャパンが賃貸で事業を行っております。当町ではむしろここ一、二年の間で新築したり、空き家をリフォームしたりして新規事業を立ち上げた方のほうが多いのではないかと思います。ローンがのしかかっている状態は、家賃を払っての事業とさほど変わらない状態だが、このような事業者への支援にはどのようなものがあるか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 家賃補助につきましては、今回補正等で創設されたと思っております。

それから、主に固定費の支援につきましては、国の融資や県の貸付けなどの資金繰りの支援が該当になるかと思えます。また、住宅ローン等であれば、金融機関で猶予措置等もあるかと思われれます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ローンのほうは金融機関のほうということで、役場がどの程度フォローしてあげるか、面倒を見てやるかによって、困っている方のそういったところへのアクセ

ス、見たり、相談したいなものが可能になると思いますので、その点、十分よろしく願いいたします。

次は四つ目の質問に関連した話です。持続化給付金の申請と課題というような関係で、今回の持続化給付金は上限つきだが、法人で200万円、個人で100万円の給付を受けられるもので、前年より月の事業収入が1か月でも50%以下であれば申請できるものです。6月の初めに商工会で申請状況を伺ったところ、二十数件と少ない状況です。商工会も申請のお手伝いをしているが、個人事業主が直接インターネットで申請する場合もあるということで、全体像はちょっとあれですけども、現状は今どようになっておりますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど町長の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、持続化給付金につきましては、オンライン申請のため全体の件数というのは把握しておりません。ただ、議員が申されましたように、商工会のほうで申請サポートを行っております。現在、相談件数は52件、その申請件数につきましては、うち48件と聞いております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 私も6月の初めにちょっと確認したところ、二十数件でしたので、大分増えて、ちょっと何となくうれしいような気がいたします。申請して、その後100万円なり振り込まれれば、町の全体の資産が増えるような気がしまして、非常にありがたいということであります。

事業者の中には、私も申請できるのかなと判断に迷っている方もおります。税務課で確定申告をされている白色申告の方などは、商工会からの周知もないと思いますし、個人事業主の方から話を聞くと、持続化給付金は知っているが、内容のことはよく分からないと聞きます。パソコンの不得手な方の手続が進んでいない傾向があります。税務課によると4件から5件の確定申告書の写しや収支内訳書のコピーなどを取りにきているとのことですので、少し動きが出ているのは分かりますが、フリーランスの方などを含めて、町としても一度、持続化給付金について丁寧なお知らせや案内をする必要があると思いますが、このような課題にどのように対処していくのかお伺いします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 町のホームページにつきましても、コロナウイルスに関連する情報の事業者向け支援からもリンクして掲載をしております。また、持続化につきましては、コールセンター等への問合せも可能であります。

先ほどお話ししましたように商工会につきましても、申請サポートを行っております。商工会につきましては、会員以外の事業者からも相談を受けている状況でございます。また、7月6日からは中小企業診断士、専門家の方が1名申請サポート相談員として月8日ほど在駐すると聞いております。いずれにしましても、商工会への相談は可能でございますので、

その辺も踏まえまして、周知等も図っていただければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 商工会とちょっと打合せさせてもらったとき、やはり商工会、局長も1件でも多くのお手伝いをしていきたいと話しておりましたので、要は、一番肝腎なことは、私もかな、いいのかなというような人をいかに商工会へ導いてあげるかということのほうで、この内容は向こうでも一生懸命やってくれているみたいなもんですから、そういったところを、そんなこと知らないっけというようなことが後々ないようにというようなことで質問させていただきました。ですので、その点を十分よろしくお願いいたします。

5番目の中小零細企業における労働者の休業日が増えているというような話の内容ですが、けれども、町内の中小零細企業において、労働者の休日が目立つようになってきています。トヨタ自動車は、現在週休3日の体制で稼働しております。町内の中小零細企業は週休4日の体制で稼働しており、7月もほぼ同じような勤務体制になる見込みとのこと。町内在住の若い労働者も多く、大変気になるところです。企業経営の状況や労働者の休業状況などは、訪問してお聞きしなければ、できる支援、できない支援など難しいのではないかと思います。特に景気低迷が長引く場合の資金繰りで無利子・無担保などの支援には、町の認定も必要とあるが、内容の説明と今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 最初に、融資に関します町の認定の内容でございます。

これにつきましては、県の経済変動対策貸付、国連携対策貸付融資について町が認定している状況でございます。町が認定する理由につきましては、信用協会でない第三者が認定することと、申請に係る利便性を確保する目的で町が認定事務を行っております。内容につきましては、事業者の融資条件である売上高の減少などを確認しております。

それから、今後の町の対応の点でございますけれども、企業の状況等につきましては、先ほども申し上げましたが、商工会等の聞き取り、また先日、企業の方も来庁いたしまして、状況等も確認をしております。

自動車産業のほうも徐々に回復傾向にあると聞いている状況ではございますが、今後の企業の状況等も把握していきながら、企業におきましては、国・県の支援策も補正等により拡充していく中で、可能な支援策等活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、企業も徐々に回復していくというような話がありましたけれども、なかなかそんな簡単にはいかないと思います。大きな部品はほとんど船で行き来をする段階で、特に中国などからの船は止まっておりますので、そう簡単な話では私はないと思っています。

先ほども言いましたけれども、要はどういう状況なのかということをもろ若い人がいっぱい勤めているところでもありますので、ケーブルテクニカ、その下請さんなども含めて。一度、こちら側からもどんな状況でしょうかということが大事じゃないかと思ってこういう質問をしているわけですが、こちら側からはそういったことを訪問してお話を伺うようなことはないのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、企業の方からの相談等もあります。そのような中で、状況につきましては把握をしている状況でございます。例えば先ほど言いましたように下請業者さん等もいると思いますけれども、その辺の状況も踏まえまして、聞き取りにより状況については把握をしている状況でございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 一応状況はつかんでいるということで分かりましたが、やはり顔を出すということが行政と大きな企業さんの間のつなぎという意味合いでは必要なこともあると私は思っておりますので、そういうところも頭の隅に置いておいていただきたいと思います。

新聞の情報ですが、国の2次補正で事業主から休業手当を受け取れない人のために新たな給付金制度が創設されました。雇用保険に入っている会社は雇用調整助成金の制度で労働者を守れるが、経営難などで事業主から休業手当をもらえない労働者がいた場合に、そのような労働者をどのように拾い上げて、本人が直接ハローワークへ申請できるまでの工程をどのように支援しているのかお伺いしますということですが、先ほど大村課長より、新聞紙上のところでちょっとこういった話があったということをお伺いしたけれども、細かい話になりますけれども、直接困っている方をハローワークへ申請できるまでの工程とか、役場の今後の対応みたいなことを聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） すみません、ちょっと確認させていただきます。先ほど私が第2次補正で申し上げた中には、ちょっと休業補償の件は触れておりませんでしたので、すみません、その点だけ確認させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 失礼しました。その2次補正のことが出ていたということなもので、それでちょっと言ったわけです。これが2次補正の中に含まれているということで、大きな問題だと思いますので。要は、どのように、何ももらえない人、労働者を導いてあげるかという点でありますけれども、その点は役場はどういうふう考えているかということです。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 議員がおっしゃいます2次補正に伴う休業補償というのは、今回、休業給付金の関係かと思えます。これにつきましては、7月から国のほうで制度が稼働すると聞いております。詳細な制度内容につきましては、ハローワークになると思えます。

けれども、相談等については商工会でも可能ではないかと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 7月からということで、商工会でも対応が、基本的には案内とかだとは思いますが、そういうことで、役場もそういう流れに、そういう人たちを乗せてあげていただきたいと思えます。

私がこれを言っているのは、町内の企業に勤めている方ばかりではないということにも気をつけていただきたいということです。町内から町外へ通勤で通っている人もいっぱいおります。そういった人たちが、うちはもらっていないよという人もいるかもしれません。結構この町は下のほうへ通っている方が多いんです。一見、私が先ほどから話をしていると、町内の企業だけに目を取られがちですけれども、町外へも働きに行っている方は多いのですから、そこら辺をどのように捉えるかということでもあります。ちゃんとした企業へ勤めている方とか、ちょっとアルバイトになってしまうとか、いろんな状況がありますので、そこら辺を僕も対象になるかなというようなことを感づかせてあげるためにも、町内へ一度、かねフォンみたいなものもありますし、先ほど一応回覧でという、一つ先ほどの話は別件ですけども、そういうことも考えておるということで、結局一人も漏らさない、そういう姿勢でいってほしいという話でございます。

次に、六つ目の質問に関するような内容です。地方創生臨時交付金の使途に関するような話でございます。

4月29日から5月17日までの休業要請は、この町で感染者が出なかった点において、それなりに効果があったと思われませんが、不要不急という言葉が一つのキーワードとなり、景気低迷に拍車をかけてしまった。業績の悪化した事業主に対して、前年同月対比50%以下であれば持続化給付金の対象となり、100万円ほどの支援を受けられます。休業要請を受けた事業者は、持続化給付金の対象にもなりやすいが、30%前後の落ち込みの業者は支援の対象から外れ、何の手当もなしで終わる事業者がいることは間違いありません。

新型コロナウイルス感染症は、日本中に経済災害をもたらしたと言っていい。そんな中、支援に大きな格差が出たままではいいとは思いません。国の2次補正予算の中に地方創生臨時交付金2兆円増額とありますが、経営支援、経営戦略の拡大解釈など、何とか知恵を絞って支援を受けられない事業者に一律10万円支給するようなお考えはないか伺いたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 第2次、1次も含んだ使途の関係でございます。先ほど、うちの町では2回の休業要請をしまして、協力金ということでお支払いをしております。それにつきましては、臨時交付金を充てさせていただいております。

臨時交付金の使途につきましては、補償という意味では使えませんよということで、使途が定められておまして、いわゆる協力金ですね。感染拡大の要請に応じていただいた協力

金については、この臨時交付金を充当できるということで、2回にわたって、県の御支援もいただきまして、観光地である川根本町はさせていただきました。

また、2次の使途につきましても、新聞紙上でありますように事業継続、雇用維持、新しい生活にということで、今後緩和されていく中で、国の使途を踏まえましてどんな支援ができるかということを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そうですね、現在、持続化給付金というものが年内までありますので、焦って一律10万円を支給するような考えはないかというのは、今すぐということではなく、様子を見ていただくほうがむしろよろしいかと思えます。持続化給付金をもらえる事業者が増えていけば、支給してあげる人たちの数もどんどん減ってくるということでもあります。

先ほど拡大解釈といていた話に対して、今お答えをいただいたわけですがけれども、いろいろ国の詳細な説明書、時間を今後も見ていただいて、そこら辺は支援に格差のないということが前提での私の一般質問ですので、そこら辺を十分考えて今後の対応に生かしていただきたいと思えます。

それから、近隣3市では、経営悪化した小規模事業者を対象に、小売業者などのほか業種を問わずに、要件つきではありますけれども、一律10万円給付をすることを決めております。川根本町でも何十年に一回という経済ショックの今、先代より受け継いできた商売を長年この町で続けられている方が何の支援もないという状況に置かれているならば、財政調整基金を取り崩してでも今後支援をするべきということだと思えますけれども、そこら辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 小規模事業者の支援というお話でございますが、先ほど議員言われましたように、持続化給付金がどのくらい申請件数があるかにもよると思えます。また、該当されない方がどのくらいいるか、その辺の把握も必要であると考えております。そのような中で、先ほどお話がありましたように、今後施策につきましては、交付金等の詳細が国から示された後に、また第2波に備えた施策も含めた中で検討していく必要があると思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 第2波という話も今出ましたけれども、基本的に本格的な第2波が来れば、2次補正がそちらへ比重を置いていくということも十分考えられます。今、世間では2次が今後発生しても、一番初め、冒頭に言ったように、直接接する人たちを守る、そういうもう町を挙げて守るということで、ここの中には第2波も入れないということではないかと思えます。

先ほどもちょっと言いましたけれども、この地方創生臨時交付金の使い道ですけれども、なかなかすぐはどういうことで、当然使えないと思いますけれども、もう少し先へ行ったらもしかしたらというところに置いて、私はそこでもうちょっと持続化給付金で減ってけば、頂く人が多ければ、今後全く何ももらえない、ゼロ円で終わってしまうという人を救うということですから、何も支援もないという人を救うという立場から考えれば、これは非常に大きな問題ですから、こんなときに何十年に一回の大災害のときに財政調整基金を取り崩せないようでは、今後どんな大きなことがあっても、財政調整基金を取り崩して町民、事業者、長年、町と一緒に生きてきた事業者を守るということもするようなことはできないし、あり得ないということで、私も危機感を持っておりますので、何とか、今すぐにやれとは言いません。秋頃にまで向けて、じっくり状況を把握して何とぞ何の支援もいただけない事業者がなくなるように、そこをしっかりと担当課の人と話し合っ、町長には御決断していただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） こんにちは。1番、中原緑です。通告に従い質問をいたします。

現在の川根本町の公共交通は、六つ大まかにあります。1番目、大井川鐵道、2番目、大鉄バス、3番目、大鉄タクシー、4番目、町営バスせせらぎ、やませみ、そして寸又峽線、5番目、デマンドタクシー北部・南部のおでかけ号、6番目が高齢者福祉課が担当しております外出支援サービスがあります。料金や運営は違いますが、どれも地域住民の日常生活のための交通手段です。本日は、町営バスのせせらぎ号とやませみ号、デマンドタクシーの北部・南部おでかけ号について質問します。

一つ目の項目です。

町営バスについては乗り継ぎダイヤ、乗り継ぎ場所、所要時間の三つに問題点があると考えます。

乗り継ぎダイヤについて、町営バスの日中の路線はほとんどが役場本庁舎で1時間前後の乗り継ぎ時間があります。いろいろな条件の下にダイヤを組まれていると思いますが、まだ調整の余地はあると思ひます。バス路線対策委員会でも委員から、「乗り継ぎがしづらいこ

とが原因でバスが利用しにくくなった」という意見がありました。また、町民の方からも、「乗り継ぎ時の待ち時間が長くて困る」という声を聴いています。実際、私も何度かいろいろな時間帯に乗車してみました。乗り継ぎをしようとしたところ、次のバスが5分前に出発してしまっていて、バス停でその後1時間以上も待ちました。この辺りは再考すべきと思います。

町営バスのダイヤは、大井川鐵道との乗り継ぎを最優先に考えたものになっています。下泉駅のバス停では、電車の発着に合わせた時刻表になっていて、利用者にとっては非常に便利です。しかしながら、大鉄との乗り継ぎを優先させてしまったために町営バス自体の乗り継ぎに支障を来しているというのが現状だと思います。下泉駅では朝晩の利用者が何人かいて、昼間の利用者が少ないということです。必ずしも大鉄のダイヤにバスの時刻を合わせる必要はないように思います。

また、乗り継ぎ場所も考慮すべき点だと思います。役場本庁舎が乗り継ぎ場所になっていて、本庁舎を中心に旧中川根側の南部を回るルートが久野脇まで10kmあり、原山までのルートは下泉駅から13kmあります。そして、旧本川根方面へ徳山、元藤川、そして小井平を経由していくルートは20.7kmあります。このように南部側と北部側では倍以上の距離の差があるため、南部と北部の路線本数を同じにできないそうです。そこで、運行ルートが南北が同じくらいの距離になれば、乗り継ぎ時間の解消が多少できるかもしれないという意見もあります。例えば徳山を中心にという考え方もあると思いますが、どうでしょうか。

もう一つの問題は、所要時間がかかり過ぎる点です。現在、町営バスのルートは、主要道路から外れた地区を幾つか経由していますから、時間がかかります。経路が広範囲で各地区を細かく回るので、場合によっては目的地までの時間が通常の3倍もかかるのです。千頭から本庁舎まで乗用車で約15分のところ、50分かかります。本庁舎から久野脇までは乗用車で10分ほどですが、町営バスでは梅高を経由していくので26分かかります。本庁舎から下泉駅へ、そして下長尾を経由して原山へ行くルートは乗用車で20分かかるところ、42分かかります。急ぐときはデマンドタクシーを呼べばよいのですが、デマンドタクシーでは千頭から本庁舎への移動は北部から南部のエリアを超えるため利用できません。

これらの問題解決に向けて、利用実態をさらに詳しく調査し、ダイヤやルートを見直してより効率よいバス運行ができるよう取り組む考えはありますか。

二つ目の項目になります。

自動車を運転しない町民にとって町営バスは日常生活における足として重要であります。利用率を上げてバスの交通手段としての価値を高めなくてはなりません。それは、町民の利便性がよくなることになるからです。

平成30年と令和元年の上半期、2台の町営バスの自主運行利用実績を比較すると、2,040人増えています。また、町営バス運行時刻を学校が始まる時間、終了時間に合うように配慮した結果、令和元年における町内に住む川根高校生の町営バス利用生徒が前年に比べ13名増

え、21名になったそうです。バスを利用されていた高齢者が施設へ入居されたり、お亡くなりになるなどの理由で利用者が減少し実績が下がる中で、ダイヤ調整を行った結果、高校生の利用が増えて実績も上がっています。これは成果だと思います。全体に運賃の面でもかなり利用しやすくなっていますから、さらに使いやすくなるよう工夫して、コミュニティバスの価値を高めていってほしいと思いますが、町長はどのように考えていますか。

三つ目の項目です。

デマンドタクシーは、町民が通院、買物、金融機関等、公共性のある施設へ行くための重要な移動手段です。南部は3方面、北部は4方面あり、各方面の中を移動できますが、南部と北部を超えて移動はできません。それは、この町の南北に長い距離を2台の車両で予約を受け付け、運行するためです。町から委託を受けている大鉄タクシーの担当者は、予約が重なることもあるが、みんなが使う車ですから、順番に向かいますので、少しお待ちくださいと、すぐに行けないことを理解してもらっていますとおっしゃっていました。

また、町の人にデマンドタクシーおでかけ号の利用方法やルールがまだよく理解されていないことが利用をちゅうちょさせたり、他の公共交通（高齢者福祉課が担当の外出支援サービス）との区別がつきにくいという意見もあるようでした。

デマンドタクシーの多くの利用者を占める川根本町の75歳以上の人口は、平成29年から毎年1%から2%減少していますが、デマンドタクシーの利用実績は僅かに増えています。今後さらなる利用促進のために、町はどのような対策を考えていますか。

四つ目の項目になります。

町営バスが縦の糸ならば、デマンドタクシーはその間を縫って走る横の糸と言えましょう。それは町営バスがカバーしきれない部分をデマンドタクシーが担っているということです。町は、町営バス利用者はどの程度減少していくと予測していますか。バスを必要とする人は必ずいるでしょう。バス運行の縮小を見据え、それをカバーするためにデマンドタクシーの拡充に力を入れるとか、外出支援サービスなどの他の公共交通の見直しをして利用しやすしたり、また、地域で移動を支え合う仕組みをつくるなど、地域やエリアを超えた新たな交通システムを手がけなければならないと思いますが、町長はどう考えていますか。

以上で演壇からの発言を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、1番、中原議員の一般質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、役場本庁舎での乗り継ぎに関する質問がございました。

現状の町営バス運行は、役場本庁舎を拠点とし、せせらぎ号が2路線、やませみ号は3路線を運行しているところであります。運行時間の設定につきましては、平成30年度の春と秋の2回実施した乗降調査と利用者へのアンケート調査結果を踏まえ、バス等運転者の労働時

間等の改善基準告示を遵守するとともに、鉄道との乗り継ぎなども考慮し、平成31年4月1日改正により運行しているところであります。

議員御指摘のとおり、一部の時間におきましては乗り継ぎが困難な時間帯があることは承知をしているところであります。路線バスのダイヤ編成につきましては、町営バス相互間の乗り継ぎと鉄道への乗り継ぎにつきましても重視して編成をしていく必要があります。

現在、バス2台で5路線を運行する中で、全てのダイヤでの乗り継ぎをカバーすることは困難であります。そのような中で、朝の時間帯や夕方の時間帯など、鉄道との乗り継ぎをメインとしたダイヤ編成としており、乗り継ぎ困難な時間帯につきましてはデマンドタクシーの御利用をお願いし、町内の交通網の利便性の向上を図っているところであります。

また、議員から御質問のありました利用状況調査につきまして、今後、バス利用のニーズ等調査を実施し、その結果を踏まえ、町営バスの車両構成や運行形態等につきまして検討していきたいと考えているところであります。

現行におきましては、精いっぱいの方の努力の結果であることを御理解をいただき、議員の皆様におかれましても、利用促進や御意見に対する説明等もお願いし、充実した公共交通体系を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目の利用率向上に関する御質問がございました。また、3点目のデマンドタクシーに関する質問は、担当課長より答弁をさせていただきます。

4点目の今後の公共交通に関する御質問がございました。

現状及び今後の地域公共交通の利用状況により、一層の把握に努めるとともに、現有車両等や運行業務委託先等の状況も踏まえながら議員御指摘のデマンドタクシーの拡充やNPOや自治会等による無償輸送の実施、島田市への乗り入れなども含め、総合的に今後の地域公共交通の在り方について検討していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、2点目、3点目の御質問についてお答えさせていただきます。

初めに、2点目のほうの自動車を運転しない町民にとって、町営バスの移動手段につきましてですけれども、これは議員おっしゃるとおり、町民にとって移動手段の大きな役割を担っているところであります。利用率の向上に向けましては、これは前回の平成30年乗降調査等を実施した結果を踏まえまして、朝及び夕方の通勤時間を学生の通学時間に合わせ、利用しやすいようなダイヤの編成、また、利用しますバス料金につきましても、100円から300円という区間料金をすることによりまして、利用しやすい環境をつくっております。併せまして、75歳以上の高齢者や小中高生、障害者につきましては半額料金とするなど、町営バスを手軽に利用しやすい環境を整備しているところでございます。

そういうことを踏まえまして、先ほど議員からも数字的な内容の結果がございましたよう

に、平成30年、令和元年の上半期分を見ますと、前年に比べまして約2,040人ほど増加しているという状況でございます。その大きな要因につきましては、やはり川根高校生の利用が前年に対して13人増えているというような状況も確かでございます。

また、平成25年1月からは75歳を迎えます方に対しまして、高齢者割引パスの送付、それから、平成29年6月からは運転免許証を自主返納しました65歳以上の町民の方に対しまして、バス回数券の交付等を実施しております。そういうことを行うことによりまして、町営バスの利用者向上に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き広報紙等で掲載するなど、利用促進を進めてまいりたいと考えております。

それから、3点目のデマンドタクシー利用促進に関しましては、町広報紙への記事掲載や先ほどもお話しさせていただきました75歳誕生日を迎える方への高齢者割引パスの送付時、それから運転免許証自主返納手続時におきまして利用案内チラシをお渡しするなど、利用促進の対策を実施しているところでございます。今後も積極的な広報活動による告知が効果的かと考えられますことから、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほど答弁の中に、鉄道との乗り継ぎがどうしても避けられないというか、メインになるということだったのですけれども、その理由というのはどういう、細かいところではすけれども、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） やはり地域公共交通の一つを担っております町営バスでございます。大井川鐵道、これは鉄道でございますけれども、そこまでのアクセスするルートというのは何をもちて確保するかとなりますと、やはり今現在では町営バスが一つの手段かと思えます。そういう中では、やはり朝の時間帯、例えば通勤、通学の時間、そういうところに合わせるとか、あとは町外から本町へ訪れます来客者の対応、そういうものを求めた場合、鉄道で来たお客様が例えば仕事でどうしても役場へ来るといような時間に合わせる場合、午前中のそういう時間帯とか、そういうところを担った形での鉄道のアクセス、そういうものを重点に今現在の運行ダイヤを形成しているような状況でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今の現状というのがあくまでも、今は町外の方が見えるときにということだったりしまして、ダイヤのほうを確認しますと、午前中がほとんど大鉄との下泉の駅でうまく乗り継ぎができるようになっているんですね。朝のその全部、4本ですか、全部そこに合わせるということが本当に必要なかどうかということ、来客者のためということと理由づけされているのはちょっと理由になっていないような気がするんです。といいますのは、先ほどダイヤが1時間以上待つというのは、下泉の駅のところで調整する、大井川鐵道との乗り継ぎをするために5分早くなったり、早く出かけなくてはならない、そういった

現状があります。

ですから、目的は、観光というか、お仕事で来られる方もそうですけれども、メインは町民の足ということで考えますと、町営バスの在り方というのをいま一度考えて、見直しというのを検討していただけないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今、議員御質問ありましたように、例えばどちらかという町外者向けのアクセスがされているじゃないかということですが、あくまでも町外者向けというわけじゃありません。必ずしもこれは町外者も利用される方も当然おられますので、その辺を踏まえた中で町民の利用ですね。電車のアクセス、そういうものを考えた中で一つの乗り継ぎというのを考えております。

また、どうしても待ち時間が発生してしまうという時間ですが、先ほど町長からもお話がありましたように、うちの町内につきましては今5路線をそれぞれ2台のバスで運行しております。主には千頭からこの役場までの区間、それから役場から久野脇区間、また、下泉・原山区間、それとあと千頭から久野脇区間とかという形で5路線を回っている状況でございます。そういう中、各路線を時間的に回るようにダイヤを組んでいかなければならない部分がございます。どうしてもやはりそういう部分でいきますと、その五つの路線をうまく回る中では、どうしてもどこかの部分で空きが生じてしまうというのは、これは今の2台では仕方ない現状かと考えております。

また、一番の大きな要因というのは、運転をする方の拘束時間、これがやはり国のほうでもきちんと定められておりまして、1日の拘束時間は何時間ですと、何時間以上乗った場合は何分の休憩を設けなければならない、そういう細かい規定がございます。ですので、そういうものを踏まえた中で、今現在、過去にありました乗降調査、そういうものを踏まえた中で、今現在を考慮した中で時間配分という形でダイヤをつくらせていただいているのが現状でございます。

議員おっしゃりますように、今後また乗降調査をしていただいた後で、また新たなダイヤ編成をお願いできないかということがございますので、こちらにつきましても、やはり行政側としましても、今のダイヤで満足するのではなく、今後乗降調査等を実施した中でもっと乗りやすい環境づくり、そういうものを踏まえて今後の交通体系をまた考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君）　　1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君）　　次に、2番目の項目のことで質問させていただきます。

広報等をされていくということでしたけれども、より使いやすくなるために広報紙などに載せたりとかということでしたけれども、そのところをもう少し細かく、広報というテーマはなかなか難しく、成功するのがなかなか遠いツールですので、どのようにお考えか具体

的に教えてください。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　まず、広報手段につきましては、町の広報紙、そちらのほうに掲載をしたり、それからあと、町のほうで今利用されておりますかわねフォンですね。そちらのほうにも要は電子版という形で文字での広報、そういうものも併せて町民に対して公共交通の在り方、町営バスがこういう形でありますというような内容、そういうものをお知らせしたりしております。

先ほども申しましたように、75歳以上の高齢者に割引パスというものを交付しておりますので、その際に町営バスの時刻表とか、デマンドタクシーの利用促進の案内、そういうもののチラシを作成したものをお渡ししまして、利用促進に努めているところでございます。

○議長（藺田靖邦君）　　1番、中原緑君。

○1番（中原　緑君）　　今の広報のことですけれども、30年度に実態調査というか、されていたときの報告によりますと、免許自主返納者へのバスの回数券の進呈というか、プレゼントがあるそうですけれども、その認知度が、知らないという人がやはり64.7%で、知っている人が35.3%ですか。まだそれが29年から始まったんでしたね。だから、そこの辺を力を入れていってほしいと思います。そしてまた、同時に町営バスの利用頻度も、利用したことがないというのが75%あるということで、これが運転免許を持っている人も含まれているかどうかはちょっと定かでないんですけれども、私もこういうテーマで取り組んだことで、乗せさせていただいた一人なものですから、75%というのは妥当な線かなと思いました。

先ほど広報ということで、ニーズ調査をまたされるというお話もあったんですけれども、ニーズ調査ということはアンケート調査をするということなので、アンケートの方法というか、予定されている実態調査になると思うんですけれども、どういうことをテーマに聞いていく予定がありますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　まず初めに、運転免許の自主返納の人数の関係でございす。これは平成29年6月から実施をしております、平成31年度末現在で90名の免許返納の手続をされた方に1万1,000円分のバス利用等の回数券を交付してございます。

先ほどありました町民の方のアンケート調査の中の利用実績で75%の方があまり利用していないという結果があるということですが、アンケート調査につきましては、あくまでもこれは町内の中で抽出して実施しておりますので、当然、議員おっしゃるとおり、運転免許を持っている方も回答しております。ですので、運転免許を持っている方は当然利用しない方が多数かと思われます。

また、この町の特徴としまして、やはり農業が盛んな地域でございす。そういう中で、過去にそういう自動車保有のアンケートを実施した中では、川根本町というのは大体1世帯当たり車2台から3台を持っているというような状況がございす。そういう中では必ず軽

4輪車、軽トラック、もしくは軽自動車を保有しているというのがかなり多い地域であるという、実際アンケート調査でもございます。そういう中でいくと、やはり町民の方はかなり足腰も丈夫な方がおられて、車の利用がまだまだ多い地域なのがこの町の特徴の一つでもあるのかとは感じております。

そういう中、今後、乗降調査をまず実施していく計画で今実際やっております。6月にもう一回、実際、職員がバスに乗りまして乗降調査を実施しております。今後また9月ぐらいにもう一回乗降調査をやりながら、実際利用している方に直接御意見を聞くようなことで利用の案内とか、不便さとか、そういうものがないかどうか確認をしながら、そういう状況で今対応しているところでございます。

ですので、アンケート調査についてというのは、今まだどういうふうなものをするのかというのはちょっと検討している段階でございます。またそういうものを踏まえて、今後もよりよい交通になるように考えていきたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今回のアンケート調査の中に、ぜひデマンドタクシーについても項目を入れていただきたいなと思っております。前回のものには、何かデマンドタクシーのものはなかったような気がしたんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 多分、前回のときには町営バスが主な調査項目でありましたので、多分、デマンドの利用の調査まではなかったかとは思っております。デマンド利用につきましても、議員もお話がありましたように、利用数については若干前年に比べて、29、30に比べると若干の利用者の伸びは出ている状況でございます。そういう中で利用実態につきましては、一時ちょっと減った時期もございました。そういう要因は何かというものは実際運行しております大鉄アドバンスさんとも協議した中での意見としてあったのは、やはり今まで利用されていた方が高齢になったことによって、施設入所、またはお亡くなりになられたとかという理由によって利用が下がったという時期もございます。

ですので、また今後、デマンドタクシーについても、こういう状況であると利用できるんだよというアドバイス、そういうものはしていきたいと思っておりますし、デマンドと町営バスの違いというのは、町営バスはあくまでも縦の道、先ほど議員が言われますように、当然、縦を重点的に走らせる交通でございます。デマンドはそれをサポートする、横の部分をサポートするわけなんですけれども、基本デマンドタクシーは公共交通が走っている路線と重複しないで運行しなさいというのが、これが国からの指導でございます。ですけれども、うちの町、それをやると本当に台数が何台あっても足りない状況でございます。そういう中では、この地域にはそういう特性的なところがございまして、その面を踏まえた中で、今、デマンドについては北部が3方向、南部が4方向のルートで、そういう形で区分けをして運行しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 6月1日現在、町民の人口が6,588人、人口予測データによりますと、5年後には848人減って5,740人、10年後には今より1,523人減って5,065人になると予測されています。今後、人口減少によるバスなどの公共交通利用人口の予測はされていると思いますが、免許返納等により、町営バス等を利用される方の推移を予測して、価値ある住民サービスを保つためにバス利用者の目安というか、基準というか、そういったものを決めておくことも必要じゃないかなと思うのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 将来の人口推計に伴いますバス利用者の実態数ですか、予測数についてというのは特段これといった数値は持ってございません。逆に予測数値を出すことによって、この町内では、例えばもう路線数も限られてきますし、逆に利用者数というのも、だんだん少子高齢に伴っては少なくなってくる中で、多分この路線の利用者を例えば100とした場合、実際の利用が50しかないから、この路線は必要ないねというわけには、やはりこの地域ではいかないと思います。たとえ一人であっても、場合によっては交通の対策の中では必要となってくる部分もあるかと思しますので、そういう中でよりよい利用しやすい環境をつくるのが一つのテーマであるかと思しますので、その点につきましては、今後も行政の中はもちろんですけれども、バス対策委員会、また、関連します他の交通機関、そういうものとも調整をしながらスムーズによりよい環境になるように今後の対応を進めてまいりたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 同じく価値ある町営バスとなるために、葉っぱビジネスで有名になった徳島の上勝町では、手を挙げれば停留所でなくても止まって乗車可能。また、許される限り途中下車ありということだそうです。そういうのが町営バスに規則的にあるそうです。

当町でも取り入れたら皆さんに喜ばれるのかと思うのですけれども、可能性はどうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問で、手を挙げればどこでも乗り降りできるような環境をつくったらどうかという御意見でございます。これにつきましては、当町のバス路線は、やはり県道や国道の主要幹線道路を主に走行している状況でございます。そういう中から、やはり安全面、利用者はもちろんでございますけれども、他の交通車両等の安全面も考慮すると、やはり警察や運輸局の許可、これが得られにくい状況であります。過去にやはり1回やってみたいなということで、警察にお話をしたことがございます。そういう中で、実際、本来であればバス停留所におきましては、道路の横にバスレーン、それを設けていただくのが本来の在り方であると。ただ、この地域、それをやるのがなかなかできな

い状況でございます。そういう中では、安全面に配慮した中で、よりよいバス停を選定した中で今の状況で運行している状況でございます。

議員おっしゃるような、こういう状況がなかなか実際やろうと思っても、この地域では結構やはり幹線道路という形で難しい部分があるかと思えます。

他市町で実際にやられている箇所を見ますと、幹線道路以外の部分、そういう部分での対応が多い状況であるかと感じております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほどの答弁の中に、島田市への乗り入れという言葉がありまして、具体的な形、お話というのはどういう、島田市へというと町外になるんですけれども、御説明いただけますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） これはまだあくまでも今後の一つの課題になるかと思えます。今、例えばもし考えられるとした場合、今回、コロナウイルスの関係で実際、大井川鐵道がストップして、鉄道の本数を減らして、その間、必要な部分をバス代行で運行するというような減便体制で実際運行しております。そういう将来的に見た場合、もし、やはり大鉄の鉄道がなくなった場合、住民の足を確保するには町営バス、公共交通として担っていかなければならないという部分がある中では、島田までの乗り入れというのも今後は必要になってくるのかということで、今後の施策の中ではそういうことも一つ考えていかなければならないのではないかというような考えでございます。

ですので、その在り方については、どこまで乗り入れするかというのは一切まだ検討段階でありまして、場合によってはそういうことも考えていく必要が今後あるのではないかと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 続きまして、NPOと、それから自治会の無償搬送等というところがありましたけれども、答弁の中に。これは平成30年12月に石山議員が一般質問で丹後町の公共交通空白地域補償運送、今言いました、話題になりました徳島の上勝町の有償ボランティア輸送事業についてもう少し、関連するそれを具現化していくような方向性のものなんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 例えば町民の方の実質的なボランティアで行います有償運送、無償的なものなんでしょうけれども、これにつきましては一つ考え方がありまして、まずは、もしボランティア等でそういう地域的に輸送、運送する場合の一つの許可的なもので、要は費用対効果というか、その使用に対する効果、料金ですね。要は運行した場合の料金をお金で徴収する場合、これは有償になりますので、当然その場合は陸運の届出、また、運行する

場合には町の公共交通会議等にかけて、ちゃんとした形の手続が必要になってきます。無償でやる運行、これは例えば町民の方の車を使って買物のサポートをすとか、そういう形の運行するようなものになります。こちらについては、基本的に料金というのは徴収できませんので、ただ、ガソリン代相当分のお金を頂くことはオーケーですという形で、これは認められております。この場合、運輸局等の届出は必要ございません。

ただ、問題になってくると考えられますのは、あくまでもボランティアでやる話でございますので、じゃ実際事故等を起こした場合のその補償、そこをどこまでできるのかというのが一つの課題になるのではないかと思います。また、そういう事業につきまして、あくまでもこれは町内のみの運行になりますので、例えば町外に対してそういうことをやりたいという場合は、これは今の段階では、まだそういう方法というか、ちょっと手段が今のところはないような状況でございます。

ですので、今後そういう例えば地域でもし取り組んでみたいということがあれば、そういう方向も一つの今後の交通施策の中では考えられる部分でありますけれども、そういう中においてのいろんなそういう後の災害対策とか、あとは車の問題、場合によってはどうしても車が欲しいから補助金で買ってもらえないかというようなお話も出るかもしれませんが、そういう形で今後、そういう方法も一つの手段にあるという施策でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほどデマンドタクシーの拡充のことですけれども、デマンドタクシーの拡充といいますと、具体的に今、3方向、4方向のエリアを巡回、回っているというか、そこがエリアで使ってもらっているんですけれども、その範囲の変更だとか、そこを拡大したりとか、あと、今、車種がちょっと大きめのハイエースが2台あるんですけれども、そういったものをニーズに合わせていった車種の変更をすとか、そういった具体的なことを含めて拡充を考えているということでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） デマンドバスの拡充の関係につきましてですけれども、こちらにつきましては、今までの運行を、こちら北部と南部でそれぞれ運行しておりました。今までは旧町管内での運行しかございません。それを31年度から青部バイパス開通に伴いまして町営バスの延伸を図ったときに、デマンドについても一部乗り入れをできるようにすれば、そこでの乗り継ぎが可能になり、例えば北部から南部へ行きたい方、徳山なら徳山まで乗り入れすれば、徳山から今度は南部のデマンドタクシーを利用するという形が可能になりますので、徳山地区までの乗り入れという形を取っております。

今後、今のルートの的に3方向、北部でいけば北部、南部、東部というような、そういうルートにしてございます。また、南部については東西南北の4ルートで運行できるようにしておりますけれども、そういう中、今10人乗りで運行しているんですけれども、その10人乗り

も、これは大鉄アドバンスさんの車両を借り上げて運行している状況でございます。ですので、その辺については、事業所でありますアドバンスさんとも検討が必要かと思えます。例えば小型にするにしても、その車を持っていないとできない状況でございますので、その辺も踏まえて、今後例えばもうちょっと拡充する中では、必要に応じては台数の増加とか、その辺も考えながらやっていく必要があるのかと思えますので、それに合わせまして、もちろんバスの運行も関連するものですから、全体的なものを見た中でいろんなところで拡充できるもの、またそうでないものもあるかと思えます。そういうものは検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

静岡県は、2019年に自動運転実証実験を実施しています。有人ですけれども、まだ。でも、ハンドルを持たずにというような実験なんですけれども、エリアは過疎地域モデルとして松崎町、郊外モデルに下田市、都市モデルに沼津市、実験コースとしてエコパスタジアムのある小笠山総合公園の4か所。2020年度も実証実験は行われているようです。その中にはもちろんバスも運行しておりましたけれども、交通量の少ない過疎地域の移動手段として、今後ドライバーの減少ということも考えていくと、当町もこのような自動運転実証実験に参加することで、未来の公共交通の計画に役立つと思えます。あと国交省でも、調べましたら、未来技術社会実装事業というのを全国の中山間地域などを対象に実施するようです。

我が町の困り事が、新たな一步を踏み出すことで早期に解決に向かうかもしれません。積極的に応募したらいいと思えますけれども、そういったことについては、町としてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問でございます。それこそ静岡県におきましては、2018年から2020年の3か年におきまして自動運転実証実験を実施しているところでございます。こちらの目的は、地域公共交通の運転手などの人材不足や過疎地域高齢者への移動手段、また、公共交通ICT化などの対応を目的として、今、議員が言われました四つの地区において実施されている状況でございます。

県のほうに確認したところ、昨年度やった実施結果による課題はどういうものかというのをちょっと確認しましたところ、まずモビリティの性能性、要は実証実験に使っている車の性能性の関係ですけれども、今現在、これはEV車を使った形の実証実験が主体でございます。また、自動運転ということで当然取り組んでいる中なんですけれども、そういう中で、今現在でまだ障害物を避けての走行がうまくできない状況にあると。ですので、実際に走行線上に障害物があった場合は、一度そこでストップをして、今はまだ運転手が乗っているものですから、その運転手さんが自動運転から通常運転に切り替えて、その障害物をよけてまた運行しているという、そういう形態があるということでした。

それから、EVでやっているという形で、時速が今現在13kmの走行ということで、やはり場所によっては、例えば沼津市とか、ああいうところでやられているのは、都市の中でやられているものですから、13km走行ですと、要はどうしてもそこで交通渋滞を発生させてしまうというようなこともあるというのが一つの課題になっていると。逆に今度、山間地域に行きますと、やはり上り下りの高低差がございます。そういう中で、やはりEVではまだちょっとその力不足的なものも何かあるというような課題があるということをお聞きしております。

2020年度につきましては、そういうものの課題を克服する上で、今後どういう対策ができるのかというのを県のほうはまた実証実験としてやっていくというのを聞いております。

今後、もしこういう事業に対して手を挙げられるかどうかということなんですけれども、まだ今、県のほうで聞いたところは、2020年度は今の実証実験を続ける中であるものですから、今後またそういうものはちょっと取組で新たに募集するかどうかというのはまだ今のところ決まっていないということです。もしそういうことがあれば、実証実験ですので、うちの町で実際やって、やれるかやれないかというのは、これはまた後の判断に当然なりますので。もしそういうものができるのであれば、またその辺は応募も考えていきたいと思えますし、あとは今後のこういう未来の乗り物になってきますので、そういうものについては、先進地で実際取り組んでいるものを視察とかしながら、この地域で実際に取り組めるのかどうか、そういうことは検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ただいまの自動運転実証実験のことをございますけれども、いろいろな関連性がある、町バスだけではなくて、IoTですとか、そういった未来の技術社会実装事業の中の一つの自動車部門という感じになるので、この町の得意とするところがITの分野ですので、ぜひそれと組み合わせまして、話がある前にアンテナを高くして手を挙げていていただきたいというのがお願いでございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） こんにちは。6番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

いつものようにここに立たせていただけるのは、町民、住民の支えがあってこそ。いつも大変感謝しております。

私が3月議会で新型コロナウイルス感染症の患者数をその時点で世界で約30万人を超えた流行を懸念しました。当町にもコロナ対策が必要になるともお話もさせていただきました。今回、6月23日時点で世界の感染者数は900万人を超え、死者は約47万人と推定されています。感染拡大は世界的な規模で、対策が必要になってきています。日本も第2波も現実性を帯びてきました。国・県はもちろん当町においても2月下旬から第1回対策本部会議と、今日まで新型コロナウイルス感染症に対する各種の対応を行っていただいております。今後、長期にわたり町内の各方面にさらなる影響が心配です。今回は、それに伴い、農林関係の2点の質問をいたします。

1、当町の新型コロナウイルス感染症の対策の中で、農林業に関連した支援策について。

①町に対して4月28日付で議会として感染症対策要望書を提出したが、基幹産業のお茶の支援について、どのような考えで協議し現在に至ったのか。農業者に対して新型コロナ対策支援が非常に少ない。第1次地方創生臨時交付金事業等にも農業者に直接の具体策の支援対応が見当たらない。町の独自取組も必要ではないのか。今後実施する考えがあるのかをお伺いいたします。

②国の第2次補正予算により臨時交付金が拡充されるとのことだが、それが農業者の支援にも十分配分されるのかをお伺いいたします。また、決定後速やかにコロナ対策支援等を川根本町茶業振興協議会など各種農業団体に示してほしいと思います。

③コロナ禍が長期化する中で、林業の現状及び影響、今後の見通しを支援策も含めてお伺いいたします。

2、当町の今後の農業施策について。

さらなる茶業低迷の中でそれぞれの農業者も努力し、方向性を探すが、川根茶の置かれている現状の把握はもちろん、農業経営にも踏み込んで、町当局も川根本町ならではのアイデアで農家を導いてほしいと考えます。今後の展開に当たり、町の考えをお伺いいたします。

農林業施策には、特に明確な答えが見当たらない事実を私自身も承知しております。

初めに、お手元に用意した資料を御覧ください。

県のお茶振興課の静岡県現状の一部を抜粋したものです。茶を取り巻く状況は日々大きく変化していることを念頭に、私の一般質問を聞いてほしい願いを込めて参考資料として提出させていただきました。少し説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

上段です。

府県別の茶園面積です。右端は平成30年、静岡が1万6,500ha、全国のシェアが39.76%、

ライバル鹿児島は8,410haで20.27%です。

2ページをお開きください。

上段の府県別荒茶生産量の右端、平成30年、静岡は3万3,400t、鹿児島が2万8,100t、資料にはありませんが、令和元年度は静岡が2万9,500t、鹿児島が2万8,000t、近い将来生産量が逆転する可能性があります。

続きまして、3ページの上段を御覧ください。

県別茶産出額、茶産出額とは、生葉産出額プラス荒茶産出額の合計です。平成29年、静岡は325億円、鹿児島は293億円、2ページの生産量と同様に、静岡に対して鹿児島が90%に迫る勢いです。

続けて、その下の中段の表を御覧ください。

県内の作物別の産出額、お茶が一番のシェアがありますが、真ん中の平成12年はパーセントでいうと約26.25%、右端の平成29年は14.36%に減少しました。参考に、第2位のミカンも横ばいから少しずつ上がりぎみです。

右端を見てください。平成29年には10.87%で金額が246億円です。

4ページの上段を御覧ください。

県内の荒茶価格は、一番茶に注目して見てください。左側の表の真ん中頃に平成12年kg当たり3,137円、平成30年には1,946円、約62%の下落です。資料にはありませんが、令和元年には1,860円に価格もさらに低下いたしまして、ちなみに平成30年は京都が3,347円、福岡が3,325円、鹿児島が1,752円、3府県はよく分かりませんが、一番茶で被覆茶が増え、農家が価格維持に努めているのではと思います。あくまで私の推測です。

飛んで6ページの上段を御覧ください。

全国の1世帯当たりの緑茶、リーフ茶ですが、購入量、金額を世帯主の年齢階級別に表示しています。ここが一番皆様にお伝えしたいところです。

年齢により購入の金額の差はあまりにも大きく、若い人たちのリーフ茶離れを懸念はしていたが、これほどとは思いませんでした。70代以上が消費金額が6,665円を100としますと、30代は1,053円で16%、50代は2,678円で40%しか飲んでいません。

同じページの3段目の表は、1世帯当たりの緑茶（リーフ茶）の月別消費量を示しています。近年は新茶期、年末の2大消費の山は減りつつあることがこの統計で見られます。

はしょってすみません、7ページをお願いいたします。

7ページの上段を注視してください。

左側中ほどに平成12年頃ペットボトルが500mlが認可後、茶飲料は大幅に伸び、平成30年を見ていただくとリーフ茶の倍の消費と、大きく逆転されました。ちなみに清涼飲料水ドリンクメーカーの売上げトップ3は、サントリーが1兆2,264億円の売上げ、コカ・コーラが8,726億円、伊藤園が4,947億円の売上げがあります。この表のとおり、リーフ茶の購入金額は約半分に落ち込んだことが読み取れます。極端に分析すれば、茶業界もドリンクメーカー

に振り回され続けています。業界全体で今後の対策が急務である。当町も茶業団体が一つになって川根茶の方向性を見いださなければならない事態です。

はしょって申し訳ございませんでした。後日、差し支えなければ改めてお読みください。詳細は県のお茶白書をダウンロードして見てください。

以上で、檀上より最初の質問とさせていただきます。

○議長（菌田靖邦君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

1点目の質問の、議会からいただいている新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について、基幹産業への支援についてという要望も上がっているということは承知をしているところであります。

御質問のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第1次分を活用した町支援策について、農業者に直接の具体策の支援対応が見当たらない、町の独自の取組も必要ではないか。今後実施する考えがあるかという質問がございました。

町といたしましては、同交付金事業制度上、収入補償的な事業運用は行えないこともあり、農業者に対して町費での直接的な支援は考えておりません。しかしながら、この交付金を活用し、農業のみならず新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている宿泊業等の観光事業等も含め、その効果が町全体に波及するような施策を考え実行していきたいというふうに考えているところであります。

2点目の質問に、国の第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第2次分での農業者への十分な支援をどうかということでございますけれども、澤西議員の質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、現時点では具体的な用途について何も示されておりませんが、第1次交付金事業を補完する施策や、第2波の感染拡大を考慮した新しい生活様式に対応し、地域に元気を取り戻す地域経済活性化等に活用していきたいというふうに考えているところであります。

町といたしましては、国が構築した様々な支援策について、関係機関に協力を得ながら国の財政的支援を活用し、農業関係団体等との協議の上、施策を実施していくことが農業者への支援と考えているところであります。

3点目の林業への影響及び現状、支援策を含め今後の見通しはとの質問がございました。

先日、北遠地域において同地域の基幹産業と言える木材産業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が新聞報道をされておりました。当大井川流域の状況でございますが、森林組合によりますと、木材の販売ルートが北遠とは異なることと、現段階の契約済みの仕事が動いていることから、現時点では大きな影響は出ていないということでありました。

しかしながら、今後は住宅メーカーの8月以降の建築予定が具体的に見えないことから、夏頃から影響が本格化することが予想され、原木市場では値崩れを起こす可能性もあるとのことで、森林組合といたしましても、あらゆる変化に柔軟に対応できる体制づくりに努めたいというような報告を受けているところであります。

町といたしましても、林業対策協議会等の協議の中で、森林環境譲与税事業、森の力再生事業等の国・県の交付金等を活用した森林整備を進め、森林資源を循環利用できるシステムの構築を考え、林業者の林業経営を確保していきたいというふう考えているところであります。

最後の、今後の農業施策に関する質問でございますけれども、町の農業、茶業生産の状況を十分に把握、認識し、今まで以上に農協、県と一体となって、茶業振興協議会を中心に茶業関係団体や農家の方々の様々な意見を聞きながら、茶産地川根としての上級煎茶の生産維持確保策に加え、近年急速に増加いたしました有機てん茶産地等のさらなる振興策を両輪といたしまして、茶業振興施策を展開していくというふう考えております。これからも引き続き御指導のほどお願いを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 6月の補正予算に330万円計上された川根茶消費拡大販売促進事業は、当初事業説明のとおり、予定どおり実施するのをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 質問にお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第1次分を活用しまして、農業支援策を行うものであり、同交付金制度の中で対応可能な施策につきまして、茶業振興協議会等において検討、実施していくものとしております。早速ですが、今月18日に茶業振興協議会を開催し、様々な意見をいただいたところであります。

今後は、早急に関係機関との協議を進め、詳細を詰めて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 関連ですが、今から全体的にJAとか詰めていくということになると思いますが、やはり対象者というか、いろんな人たちに分かりにくい点が多いものですから、十分説明してほしいという質問を今している中で、夕べ、徳山のお茶の団体のティーサークルという方がまた7月16日に北部地区、徳山地区の農協から説明があるということが出ておりました。その点を含めて十分な説明をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 野口議員。

○6番（野口直次君） すみません、質問が、その件についてお考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 今の質問ですが、北部地域でJAが説明するという話をちょっと聞いておりませんので、詳細は分かりませんが、町といたしましては、国が構築しました様々な支援策について関係機関に協力を得ながら、国の財政的支援を活用しまして、農林業関係団体等との協議の上、施策を実施していくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

実は、課長も町長も出席していただいたんですが、6月18日のときに、やはり各種団体がいろいろやるという中で、JAが説明会を行いたいと言っていた関係で、早速昨日そういう連絡があったということの内容でしたので、説明が悪くて申し訳ありません。

続きまして、今のまた関連ですが、補正予算の。今回の臨時交付金の事業で、川根本町まちづくり観光協会に観光商工課が2件、農林課が2件、お願いしているわけですが、現在のスタッフで、体制の中で、6か月ほどの期間、また通常の仕事を含めて受入れがうまくできるか、ちょっと気になりますが、その辺は何か観光協会とお話をしたかどうかお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 交付金の事業を協会ですべて受入れができるかという内容でよろしいですか。

○議長（藺田靖邦君） 野口直次君。

○6番（野口直次君） またすみませんですね。それこそいろいろなこの事業、農林課と観光商工課が二つ、ある程度、観光協会にお願いしている事実がこの中に、補正予算にあります。ふだんの事業で、またもう今年度の事業は半年間はほとんど動いていないのですが、この半年間に現在の事業以上にこれを受けてやれるかちょっと私心配になったものですから、そういう内容をお聞きいたしました。ちょっと分かる範囲でお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど澤西さんの御質問の中にも説明させていただいたわけですが、観光商工課のほうでは、旅行のクーポン的な事業を7月1日から8月2日、それに合わせまして、農林課で拡大販売促進事業ということで、宿泊者に対してお茶のほうを贈呈するというようなことで進めております。それで、事業的には、もう観光協会のほうで受付とかするわけですが、お茶のほうについては、ちょっと詳細はどのような形かまだ私承っておりませんが、観光協会のほうで事業的には行うということで進めています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 分かりました。消費拡大ということで、観光関係に含めて、農林課も協力するというところで理解いたします。

次に、町長のお答えから、あまりこの質問がどうかとは思いますが、少しでも早く町の独自の視点で応援給付金、または支援金等で実行してほしい。そこには金額以上に町民が、町も何かしてくれんかなという気持ちが私は大事のような気がします。今までの2人の方の質問のお答えを見ていると、とにかく国とか県のやったやつを処理するのに大変だということですが、そこら辺はどんなふう考えているか、もう一度お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほどの回答と少し重複しますが、町としましては、国が様々な支援策について考えて構築したものを茶業振興協議会等に協力を得ながら国の財政的支援を活用しまして、農林業関係団体との協議の上、施策を実施していくべきと考えております。以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 分かりました。また最終的に、最後にちょっと町長にお聞きします。

続きまして、上記に関連いたしますが、7月からJA大井川から正組合員の1戸世帯当たり希望者には肥料を2袋配布することを聞きました。私が今質問した関連ながら、今の給付金等が駄目なら、町でも現物の支給ということも検討してはいかかかということで、それも対象外か重ねてお聞きいたします。考えておられるかも含めてです。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） JA大井川につきましては、JAの出資者である正組合員への還元であります。町とはそもそもスタンスが異なると考えております。町としましては、直接補償的な支援については国が行うべきものであるとの考えから、町独自の対応は考えておりません。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと質問を替えさせていただきます。

共同工場には消毒液等をコロナ対策支援で配布したとお聞きしましたが、個人工場、茶商にもお客様の出入りがありました。また、今もあります。この差は何なのかをちょっと説明してください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） この事業につきましては、共同工場への消毒液等の対応でございます。共同製茶連絡協議会が会員からの要請を受けまして、同協議会において購入あっせん取りまとめを行ったものであり、町として無料配布の事業としては実施しておりません。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと私が勉強不足だったかもしれないですが、そういうことの説明は、私が今質問した時点で初めて内容が分かるんですが、全協とか何かではそういうよう

な、余裕がなかったか、説明は今後するのか、その辺はどんなだったか再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議会のほうに周知するのは行っておりませんでした。大変申し訳なかったのですが、4月、5月の全協等で周知を今後はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） すみません、私もちょっと言い方が悪かったんですが、実は私が今言ったことを、人というのは独り歩きしちゃうもので、何だ、あの共同には消毒液をくれたっけ、それじゃ個人は、お茶屋さんはということになってしまうものですから、今、課長がおっしゃったとおり、何かの機会でも説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

林業関係に入ります。

第2次補正予算の林業者等の資金繰り対策ということでちょっとお話ししようとしたんですが、町長のほうもこれから森林組合等でいろいろ話をしていくということで、確かにこのコロナ対策は農林業にも限りませんが、やはり国・県、あるいはいろいろなところから発信は入るが、なかなか実施する期間は大変短い中で皆さん試行錯誤していくと思いますので、私がせかすように説明しろと言ったって、時間はかかるということも、また町民に何かでいろんな意味で周知することができればいいと思いますので、その辺も御検討願いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 検討……。

6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） すみません、今日はばかにいつもより、まださらにエンジンがかかりません。申し訳ございません。

何でもそうですが、やはりせつかく広報とか何かありますので、定額給付金一つにしても98%からいろいろもう行っているということで、またPRを、広報のまた7月号とか、あるいは回して、町も頑張っているということのPRをお願いしたいということの内容でしたので、お答えは結構でございます。

続きまして、国の第1次補正予算の積み増しを含め、第2次補正予算で農林業を支えるという経営継続補助金の概要が分かる範囲で教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や、人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図るのが目的とされているところでございます。

個人の農林漁業者、農事組合法人、社会福祉法人、農業法人等が農協、森林組合、漁協等の経営支援機関による計画作成、申請から実施までの伴走支援を受けた国内外の販路の回復・開拓、事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、円滑な合意形成の促進等が対象であります。補助率は4分の3、補助上限額は100万円となっております。

経営継続補助金につきましては、あくまでも概要ですが、説明しました。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

その中で、毎年、町が大変農林業者には手厚くいろいろな助成をさせていただいておるんですが、近年は、来年のものを今年に要望してくださいというこの農林課のお話なんです、この今回のこういう経営継続補助金というのは、今年度内にいろいろなものを農業機械等導入とかを要望したら、当然今年、年内で一つの助成ができるということによろしいでしょうか、質問いたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） すみません、今、経営継続補助金の概要ということで御説明申し上げて、詳細につきましては、今後、先ほど言いました農協、森林組合等の経営支援機関のほうから説明、指導等あるかと思いますので、その辺は、その時点で詳細等を周知したいと思っております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 分かりました。

続きまして、今も同じ答えになるかもしれないですが、この高収益作物次期作支援というのも同じよう考えでよろしいでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 高収益作物次期作支援交付金につきましては、国の補正予算の施策として考案されたものでございます。内容につきましては、外食需要の減少により市場価格が低迷する等の影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶などの高収益作物につきまして、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげることが施策のポイントであり、終息後に向けた生産体制の強化を図ることが目標であります。

支援内容につきましては、大きく2点あります。

1点目は次期作に前向きに取り組む、野菜、花卉、果樹、茶などの高収益作物の生産者に対しまして、定額支援として10a当たり5万円ですが、中山間地域は5.5万円となっております。

2点目は、需要促進に取り組む高収益の作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな売買契約に向けた対応などの取組を支援するということです。定額支援といたしまして、10

a 当たり2万円掛ける取組数であります。中山間地域は2.2万円の交付となっております。

いずれにしても現在、今、農協と事務の調整を開始しているところでございます。詳細内容については、今後、JA大井川等の説明会で周知される予定です。先ほど野口議員が北部地域で説明会があるというのは、この交付金の内容だと思っております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

中山間地域でも2割というんですか、ちょっと増すということですから、やはり利用というか、これが受けられるようにある程度、JAとか何か、皆さんが国・県から来るもののハードルが低ければいいなと思っております。

続きまして、持続化給付金の農業版というんですか、個人事業向けで、JAさんとかいろいろこれから説明していくということは今何回かのお答えで分かっているんですが、私一つとして、今年の二茶の売上げがどうも50%減収も考えられるので、農業者の皆さん、給付の対象になるのではないかと考えているんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 恐らくですが、要件を満たせば給付対象となると思われれます。事業申請に関する相談、または申請機関といたしまして、国が示すサポート機関といたしまして、農協がサポートする仕組みとなっておりますので、詳細につきましては、農協さんに尋ねていただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 流通業者、お茶屋さんですね。事業継続のために販売促進等、今回の予算の適用事業はあるのか、なければ町の独自の支援はあるか、今後の見通しを含めてお伺いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現段階では、流通業者の適用事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業での事業、または商工業者、小売業者等が対象である持続化給付金等が考えられるところでございます。

先ほどの回答と重複しますが、この流通業者への事業といたしまして、関係機関に協力を得ながら国の財政的支援を活用し、様々な団体等と協議の上、施策を実施していくことが流通業者への支援と考えているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連ですが、それこそ団体というお話だったんですが、これは川根茶業組合、あるいは商工会等、そんなところでやはり行うのでしょうか。分かる範囲でお

教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在のところは未確定でございます。今後、先ほど言ったように関係団体と協議の上、決めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私が今、流通業者というのを農林業関係の支援策に対してなぜ入れたかといいますと、やはり農林業、特にお茶関係は全体の消費までの中でどうしても流通業者を、茶商さんを抜きにはできない話ですので、その辺を含めて質問をさせていただきました。

次に、将来の何ていうか、当町の今後の農業政策で、また私がくどく聞くと皆さん嫌な顔をするかもしれませんが、既に当町内で20名の方が加入している、私も加入しているんですが、収入保険の施策の柱として、経営安定のためにも、農業経営収入保険の掛け捨ての部分の保険料の一部を町として助成を検討し、農家の加入促進を行っていただきたいという中で、青色申告が当然条件になっておりまして、やはり農協関係では50名から60名、そのうち約20名の方が入っているそうです。茶業共済とまた比較して、というのは、茶業共済は、くどくなりますが、あくまでも自然災害がメインで、一番茶だけです。それで、やはり大型工場とか、なかなか個人には入っておりません。

ところが、この経営収入保険というのがいろいろなリスク、例えば今年なんか考えられることは、販売促進が低下する中で、市場価格の低下、あるいは天候がいろいろ心配される中で作付の不能、あるいは倉庫が浸水して売り物にならないということに対して、相当のものは、これは国があれをしております。特に国庫補助が、これは農水省の肝煎りで始まった事業でございますので、保険料と事務費の50%、積立金の75%が国庫補助が適用するということで、それぞれ皆さん経営が違いますので、それぞれ経営に合わせた一つのスケジュールというか、あるいはスタイルをつくっていただけたと思います。

私が掛け捨ての保険料の一部ということと言ったんですが、仮に基準の諸収入が1,000万ありますと、約7.8万円が掛け捨ての対象です。その何ばかをお願いできないかという話でございます。もしいろいろの中で、ほかの市町も検討しておられるようなことを聞いたかどうか、その辺を分かる範囲でお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） この質問につきましては、以前もお答えしておりますが、この保険は農作物の収入の全てを補償する内容であり、積立金として加入者の預け金もあることから、農業以外の資産形成要素を含んでおりまして、町としては助成は考えておりません。

また、近隣市町の状況であります。県内では静岡市のみが助成対応を検討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 次にですね。今年度に限らず、今年度は茶に限らず野菜、かんきつ類もコロナ不況で農産物出荷の売上げの激減が予想が見込まれる中で、いつも運賃の出荷奨励の話ばかりしますが、やはり何らかの形でやはり町のこれからやっていく農林業者、特に農業者に少しでも、農業推進のためにも再検討していただくことはできないかをお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 今の質問は、恐らく川根本町農産物出荷事業費補助金のことだと思いますが、同補助金の趣旨は、町内の農業者が生産する農産物の販路拡大と経営の安定化を図るため、川根清涼野菜出荷協議会を利用して農産物を出荷する農業者等に対し補助金を交付する制度でございます。

補助金は事業開始時より第1期の3か年の助成期間を経て、さらに3年間補助期間を延長してきたところであります。補助制度は、事業の創設期に支援することにより、早期に事業安定化を目指すものであり、川根清涼野菜出荷協議会を利用して農産物を出荷する農業者等への支援につきましては、その目的を達し、既に事業化できているものと判断したところであります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今、内容は分かったんですが、私が今、コロナ対策の一部でということで、再度お願いしたわけですが、やはり継続ということで、私金額云々より、町としての今後の考えを含めて、私も2番目の質問で農業の施策の中にこういうものも入れていただければいいなという願望で質問いたしました。

続いて質問させていただきます。

一般質問で仲間の議員が提案したユネスコエコパークのゴロマークですね。これ私も農業関係で、町が今年も贈呈品で50gの煎茶袋を贈答品で配ったと思うんですが、今年はもう無理にしても、マークシールですので、たまには一つぐらいスピード感があって、取り上げていただきたいなど、今日はこれも一つの大事なあれです。とにかく名刺に貼ってもいいし、当然、観光商工課の方はいろんなところの看板とかあれにやっていただくということ、のれんとか。あるいはいろんな対応をしているときに、やはり、全体で盛り上げていく中にそういうシールを早急に作ることができないか。これは農林課ばかりじゃないですが、御検討願いたいと思う。いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 3月議会で澤西議員からも同様な質問がされておりますが、ユネスコエコパークのロゴマークの活用は、農産品に限らず様々な分野での活用が可能と考えているところでございます。今後はロゴマーク等の活用といった商品PRも重要と考えるところ

ろですが、農産品そのものの売れる商品としての展開等が重要と考えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） すみません、ゴロマークとロゴマークを間違えましたので、訂正をお願いいたします。

続きまして、既に二番茶が始まっているんですが、二番茶はやはりやる方が少ない中で、私は将来、農業経営にも町も踏み込んでほしいという質問を出したんです。というのは、本当に一番茶も大事ですが、やはり二番茶も農家の経営の助けになります。その中で実態を調べてほしいというのは、例えば1日、あるお茶工場で、20本、30本できるというのは大型工場になるんですが、例えば同じ日に、一例で悪いんですが、今大変、昔は大型工場の中にはお茶を売れんよということで、国も県も町もそうですが、共同再編成をして今日に至ったんですが、このお茶工場の話を知ると、同じ日に2本が870円、8本が810円、7本が720円、ほかにいろいろなことで、その1日で150円の差もあるそうなんです。

ところがこの例がここばかりじゃなくて、今どこのお茶工場、あるいは静岡県に限らず、非常にロットの問題も出てきて、本当にお茶屋さんが当座買いをするような感じになってきている中で、やはり私たちのこの町が将来どういうふうにしていくかという中で、これを一つ参考にしていただき、もうちょっと現場という言葉は大変悪いんですが、農協さんに聞いてもいいし、お茶屋さんに聞いてもいいんですが、いろいろな私もまだまだ勉強が足りませんが、行政側もお勉強していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 回答としてどうかというところですが、回答したいと思います。

生葉生産者が提供する生葉に対しまして、その品質、栽培特性が求められる時代となっております。従前のようにただ生産しただけの生葉につきましては、今後ますます厳しい状況となってくることは明らかであります。

町としましても、茶加工業者等の販売先に高品質な生葉を提供できるよう、県、JA等の指導を仰ぎながら生葉の品質向上を図っていくことが今から重要と考えるところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） もうちょっとで終わりますので、頑張らしましょう。

今のお話は大変ありがたい話です。実は、私、辛口ばかりなんですが、この間、議会に出していただいた一番茶の概要というものの、農林課からの資料は大変、考察まで入ってよかったと思いますし、私は逆にそれを参考にして、今の一部発言もしております。大変今までにないすばらしい内容でございました。それなものですから、ついでに二番茶もとか、いろいろな面をお願いしたいと思います。

続きまして、町長に最後にもう一度お聞きいたします。

勤労者、農林業者、子育てしている世代を含めて長く厳しい生活が続くと予想されている中で、町民のどこを対象でもよいし、厳しい財政もよく分かります。財調一つ見たって、やはり5億、6億といとなかなか、私はあまり財政のことは分かりませんが、最低確保していかなければならない、約1か月分だと思います、予算の。

その中で、町長の実力の一端をかいま見る絶好の機会、絆を大切にする町長、農林業が元気なまちづくりと言っております。一つでも、この小さな町で、確かに国・県の事業、いろいろなあめ玉が今回来ているんですが、さらに大きなあめ玉、農家一人が小さな、ほかの議員も言ったんですが、支援はなかなか難しいということは言っているんですが、本当に言葉は悪いんですが、どうかここで一つ、手ぬぐい一つというとまた語弊がありますが、とにかく少しでも、石けん一つでもいいんです。そう言いますのは、私はこの石けん、手ぬぐいはどうでもいいんです。ほかの議員も言ったんですが、やはり今年は大変だっけなということで、少しでも、議員もそうですが、職員もだんだんと町のほうより住民のほうに回っていただきたい。とにかく澤西議員もちょうど言っていました、こういう機会というのは、厳しいということ、厳しい中で町だってやっているよということを見せていただくために再度何かしら町長、やれることがないか質問いたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、野口議員のいろいろな質問をお聞きいたしました。その中でまた40年前を思い出しました。当時はまだまだお茶も林業も非常に景気がいいという時代でございましたけれども、そのとき4Hかモアラブか忘れましてけれども、その会議で、私がこの本川根、中川根の林業、茶業を引っ張っていくということを手を高々に挙げて大きな声で宣言をしたということを思い出しました。

そのような中で、実は行政に頼ることではなくて、やはり野口議員らしい、もっともっと前へ出たような対応をしていただければ、もっとよくなるではないかなということは今この席に座って身近に感じているもんですから、このようなことを議会で申し上げておりますけれども、そのような時期もあったなということを思い出しながら、私自身も、やはり今後大変厳しい環境を承知しておりますけれども、この地域に合った茶業というものを構築しない限りは、もっともっとじり貧になるではないかというふうに思っております。

とかく目につくのが、やはり九州が、当時は川根茶並びに静岡茶を目指しておりましたけれども、今逆転するような段階になっていると。これは大変、機械化によりまして、平らなところが非常に多いところと中山間の傾斜地を対応するのと大分違うということがあることを信じながら、いい面を伸ばしていくことが必要であろうというふうに思っております。

幸いSOMAもこちらに来まして、この展開も私も非常に気になるところでございまして、これから海外展開がどうなるかということも十分に対応を見ていきたいなというふうに思っております。その中で、今までの川根茶というのをどのような形で川根本町が守って

いくか、または伸ばしていくかということは、野口議員を中心に川根本町が動いているという気持ちでやっていただくことを重ねてお願いを申し上げたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 少しでも、微力ですが、今から私が最後に言う文章がおかしくなっちゃうもので、堪忍していただきたいと思います。でも、せっかく書きましたので、よろしく申し上げます。

確かに町長の言いたいことは、行政にばかり頼るんじゃない、自分たちも頑張れということの中で、どうしても議員をやっていると甘えで行政、行政と言っていきますが。やはりここは、先ほども言ったようにある程度みんなで相談して、高級茶というか独自なお茶を再度考えていく中に、てん茶も結構ですし、また当然あと5年、6年すれば一番茶だって、先ほど私がはしょってしまったんですが、被覆してはじめてお茶が売れるということも、もう間近に来ておると思っていますので、その辺を含めて、40年前のほうが元気だっけなと私は思っておりますが、今でも口だけはまだ少し元気でございますので、もう少し。それで、今から作文を読んでひとつ終わらせていただきます、時間もありますので、すみません。

コロナによって全品出店者、予定者が断念したことも、長きにわたって私たち農業者も行政も忘れてはならないと思います。また、今年は大変私の仲間も、今年からお茶から去っていきました。しかし、私としては、やはり静かに見守るしかないなという中で、いずれ私にも大好きなお茶を離れるときが必ず来ます。町だって少しでもいい、一部でもいい、農家に声をかけ続けてほしいと思います。今回はどうも人情が問われる残念な一般質問になりました。もし、あってはなりません、言葉が過ぎたらここで謝りますが、行政内部に面倒くさいが蔓延したなら心配になります。

皆様の御協力で今日も一般質問が終わります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩といたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第29号 令和2年度川根本町一般会計補正予算（第
5号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第29号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第30号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、議案第30号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 6月25日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 中 原 緑